
平成25年 第2回(定例)南部町議会会議録(第5日)

平成25年3月22日(金曜日)

議事日程(第5号)

平成25年3月22日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第6号 平成24年度南部町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第4 議案第7号 平成24年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第5 議案第8号 平成24年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第9号 平成24年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第10号 平成24年度南部町墓苑事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第11号 平成24年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第12号 平成24年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第13号 平成24年度南部町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第14号 平成24年度南部町病院事業会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第15号 南部町暴力団排除条例の制定について
- 日程第13 議案第16号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第17号 南部町特別会計条例の一部改正について
- 日程第15 議案第18号 南部町自然休養村管理センター緑水園管理運営基金条例の一部改正について
- 日程第16 議案第19号 南部町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第17 議案第20号 南部町病院事業の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について
(緑水湖湖面利用施設)
- 日程第19 議案第22号 公の施設の指定管理者の指定について
(南部町健康増進施設レークサイドアリーナ)

- 日程第20 議案第23号 公の施設の指定管理者の指定について
(南部町農林体験実習館)
- 日程第21 議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について
(南部町ふれあい広場緑水 湖オートキャンプ場)
- 日程第22 議案第25号 辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更について
- 日程第23 議案第26号 平成25年度南部町一般会計予算
- 日程第24 議案第27号 平成25年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第25 議案第28号 平成25年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第26 議案第29号 平成25年度南部町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第27 議案第30号 平成25年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算
- 日程第28 議案第31号 平成25年度南部町建設残土処分事業特別会計予算
- 日程第29 議案第32号 平成25年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 日程第30 議案第33号 平成25年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第31 議案第34号 平成25年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第32 議案第35号 平成25年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第33 議案第36号 平成25年度南部町太陽光発電事業特別会計予算
- 日程第34 議案第37号 平成25年度南部町水道事業会計予算
- 日程第35 議案第38号 平成25年度南部町病院事業会計予算
- 日程第36 議案第39号 平成25年度南部町在宅生活支援事業会計予算
- 日程第37 陳情第12号 消費税増税の中止を求める陳情書
- 日程第38 陳情第13号 南部町議会の更なる情報公開を求める陳情
- 日程第39 陳情第16号 島根原発1号機・2号機の再稼働反対と3号機の建設凍結を求める陳情書
- 日程第40 陳情第17号 原子力から再生可能な自然エネルギーへのエネルギー源の転換を求める陳情書
- 日程第41 陳情第1号 年金2.5%削減中止を求める陳情
- 日程第42 陳情第2号 「母塚山観音」の町有地への建立という不正常的な状態の変更を求める陳情
- 日程第43 陳情第3号 安倍内閣にTPP（環太平洋連携協定）への参加断念を求める意見書の提出を求める陳情

(追加議案)

- 日程第44 発議案第1号 原子力から再生可能エネルギー源の転換を求める意見書
- 日程第45 発議案第2号 TPP（環太平洋連携協定）への参加断念を求める意見書
- 日程第46 発議案第3号 議会改革調査特別委員会特別委員会の設置について
- 日程第47 議長発議第4号 閉会中の継続審査の申し出について〈議会運営委員会〉
- 日程第48 議長発議第5号 閉会中の継続審査の申し出について〈広報調査特別委員会〉
- 日程第49 議長発議第6号 閉会中の継続審査の申し出について〈議会改革調査特別委員会〉

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第6号 平成24年度南部町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第4 議案第7号 平成24年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第8号 平成24年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第9号 平成24年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第10号 平成24年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第11号 平成24年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第12号 平成24年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第13号 平成24年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第14号 平成24年度南部町病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第15号 南部町暴力団排除条例の制定について
- 日程第13 議案第16号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第17号 南部町特別会計条例の一部改正について
- 日程第15 議案第18号 南部町自然休養村管理センター緑水園管理運営基金条例の一部改正について
- 日程第16 議案第19号 南部町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第17 議案第20号 南部町病院事業の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について

(緑水湖湖面利用施設)

- 日程第19 議案第22号 公の施設の指定管理者の指定について
(南部町健康増進施設レークサイドアリーナ)
- 日程第20 議案第23号 公の施設の指定管理者の指定について
(南部町農林体験実習館)
- 日程第21 議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について
(南部町ふれあい広場緑水 湖オートキャンプ場)
- 日程第22 議案第25号 辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更について
- 日程第23 議案第26号 平成25年度南部町一般会計予算
- 日程第24 議案第27号 平成25年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第25 議案第28号 平成25年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第26 議案第29号 平成25年度南部町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第27 議案第30号 平成25年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算
- 日程第28 議案第31号 平成25年度南部町建設残土処分事業特別会計予算
- 日程第29 議案第32号 平成25年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 日程第30 議案第33号 平成25年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第31 議案第34号 平成25年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第32 議案第35号 平成25年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第33 議案第36号 平成25年度南部町太陽光発電事業特別会計予算
- 日程第34 議案第37号 平成25年度南部町水道事業会計予算
- 日程第35 議案第38号 平成25年度南部町病院事業会計予算
- 日程第36 議案第39号 平成25年度南部町在宅生活支援事業会計予算
- 日程第37 陳情第12号 消費税増税の中止を求める陳情書
- 日程第38 陳情第13号 南部町議会の更なる情報公開を求める陳情
- 日程第39 陳情第16号 島根原発1号機・2号機の再稼働反対と3号機の建設凍結を求める陳情書
- 日程第40 陳情第17号 原子力から再生可能な自然エネルギーへのエネルギー源の転換を求める陳情書
- 日程第41 陳情第1号 年金2.5%削減中止を求める陳情
- 日程第42 陳情第2号 「母塚山観音」の町有地への建立という不正常的な状態の変更を求める陳

情

日程第43 陳情第3号 安倍内閣にTPP（環太平洋連携協定）への参加断念を求める意見書の提出を求める陳情

（追加議案）

日程第44 発議案第1号 原子力から再生可能エネルギー源の転換を求める意見書

日程第45 発議案第2号 TPP（環太平洋連携協定）への参加断念を求める意見書

日程第46 発議案第3号 議会改革調査特別委員会特別委員会の設置について

日程第47 議長発議第4号 閉会中の継続審査の申し出について〈議会運営委員会〉

日程第48 議長発議第5号 閉会中の継続審査の申し出について〈広報調査特別委員会〉

日程第49 議長発議第6号 閉会中の継続審査の申し出について〈議会改革調査特別委員会〉

出席議員（13名）

1番 白川立真君	2番 三鴨義文君
3番 米澤睦雄君	4番 板井隆君
5番 植田均君	6番 景山浩君
7番 杉谷早苗君	8番 細田元教君
10番 井田章雄君	11番 秦伊知郎君
12番 亀尾共三君	13番 真壁容子君
14番 青砥日出夫君	

欠席議員（1名）

9番 石上良夫君

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	唯清視君	書記	芝田卓巳君
		書記	岡田光政君
		書記	前田憲昭君
		書記	石賀志保君

説明のため出席した者の職氏名

町長	坂本昭文君	副町長	陶山清孝君
教育長	永江多輝夫君	病院事業管理者	田中耕司君
総務課長	加藤晃君	財政専門員	板持照明君
企画政策課長	谷口秀人君	地域振興専門員	長尾健治君
税務課長	畠稔明君	町民生活課長	仲田磨理子君
教育次長	中前三紀夫君	総務・学校教育課長	野口高幸君
病院事務次長	戸田幸治君	健康福祉課長	伊藤真君
福祉事務所長	頼田光正君	建設課長	頼田泰史君
上下水道課長	谷田英之君	産業課長	仲田憲史君
監査委員	須山啓己君		

午前9時00分開議

○議長（青砥日出夫君） ただいまより会議を開きます。御起立ください。おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（青砥日出夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、次の2人を指名します。

13番、真壁容子君、1番、白川立真君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（青砥日出夫君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 議案第6号

○議長（青砥日出夫君） 日程第3、議案第6号、平成24年度南部町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。当議案は、議員全員で構成されます予算決算常任委員会で審議され、議決をいたしました。

平成24年度南部町一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ740万8,000円を追加し、総額をそれぞれ68億2,987万2,000円とするものであります。

各事業の額の確定により、多くは減額の項目であります。国の経済対策として3月補正に予算を計上して全額繰り越す需用費約1億5,000万円が計上されています。内訳は、水道統合事業8,536万円、町道入蔵線改良事業2,500万円、橋梁補修工事業3,600万円、ストック点検事業930万円がこれらに相当いたします。また、交付税額の決定により病院事業費が1億53万6,000円計上されています。

審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しております。

この賛否につきまして反対の意見、こういうのがありました。草刈り等の作業を職員が行っているが、シルバーに委託し、行政は行政がやるべきサービスを行う。ジゲの道事業は7,000万円の予算に対し、100万円の実績しかない。公道は町で専門家にやらせるべきで、協議会を通じて行うのは筋違い。経済対策の事業が含まれた予算案、地方にお金が来ることは当然だが、国全体を考えると今は復興対策と考える。全体的なお金の使い方に意見を出さなければいけないと思うというのがありました。

賛成の意見として、全体的に減額の補正。地域ができることは地域でやるのが基本。草刈りの件に触れられたが、職員、地域、協議会もともに行っている。地震の対策はやられている。経済対策は、景気を回復したいという制度であり、成果も上がっているという意見がありました。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 平成24年度一般会計補正予算案に対しまして、反対の立場から討論いたします。

第1番目の理由は、今回の補正予算は国の緊急経済対策として交付金の使い方が適正妥当なものかということが問われるものだと考えます。国は、東日本の復興に全力を注ぐべきであります。

そして、また地方の実情に合った交付金の使い方ができるようにすべきだと考えます。今回の予算におきましては、入蔵線改良事業はこれまで辺地債を使って事業を行ってまいりました。今回の交付金を使って予算を組む必要はないものと考えます。これまでたくさんの町道改修などの要望が出されている、町道改修を進める財源として活用できるものと考えます。また、交付税で予算規模はふえることとなります。その余剰金を活用して低過ぎる臨時職員や非常勤職員の待遇改善をするべきと考えます。

2つ目の理由は、財団法人地域振興会から株式会社緑水園に経営形態を変えましたが、役員の選考は町長の独断で決定されました。事業計画は、将来を見据えた展望を読み取ることができません。この原因は、財団の理事長であった町長の責任が重大であると考えます。町が全額出資した株式会社の設立の経過や役員の人事について今議会の全員協議会まで説明が十分なされず、定款に至っては議会に求められてやっと提出する事態は異常事態のそしりを免れないものと考えます。このような町民の知らないところで事が運ばれるやり方はおよそ民主主義とはほど遠く、この体質改善なくして町政の発展はおぼつかないものと考えます。

3つ目の理由は、ジゲの道づくり事業であります。予算の執行が当初予算と比べて極端に低く、事業の内容を見直す必要があるものと考えます。

4つ目には、緑水園の管理事業で、除草作業を職員も一緒に地域の皆さんで行ったと言いましたが、委員会での聞き取りの結果、職員は就業時間内に行っており、町内の業者とかシルバー人材センターに委託することが、町内の仕事興しとして予算をつけたことの町内の活性化につながるお金の使い方だと考えます。

以上の点から、補正予算に対して反対の理由を述べます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） 私は、平成24年度一般会計補正予算（第8号）に賛成の立場で討論いたします。

今回の補正予算は、委員長が申しましたとおり国の経済対策追加補正に伴います町道改良事業、道路橋梁補修事業、ストック点検事業などの増額補正予算のほかに、ほとんどが減額予算であります。反対の理由は全くございません。

反対討論の中で東日本の復興予算の話が出てまいりましたが、東日本には復興予算はしっかりとついてございます。今回の経済対策は、公共事業に投資することによりまして、それにより経済活動を活発にして景気の回復を図ろうとする政策であって、落ち込んでいる地域経済に

は歓迎すべきものであり、一定の成果を望むところでございます。

それから、2番目に緑水園の問題が出てまいりましたが、この問題も株主でございます町が選出しておりますものでございますので、別段問題はございません。

それから、3番目にジゲの道づくり事業の問題が出てまいりましたが、地域振興協議会を通じての事業で確かにございます。地域でできることは地域でやりましょうということでございまして、難しい補修は当然行政が行います。小さなことはできれば地域で行っていただくという制度でございまして、当然、原材料費は行政が負担いたします。これによりまして、少しでも地域に連帯感が増えて地域コミュニティーの再生の一助となるものと考えられ、よい制度であると私は考えます。

それから、4番目に緑水園管理事業の草刈りに職員が出ているので反対ということでございましてけれども、この草刈りには委員長も報告の中で申しましたように、職員だけではなく指定管理団体、そして、地元利用団体やボランティアと一緒にっております。年に1回のことでございます。私は、逆に行政職員と町民の皆さんとの触れ合いにもなりまして、決して悪いことではないと考えます。この問題に疑義があれば直接担当課に言えばよいことでありまして、これにより補正予算の反対の理由にはならないと考えます。

以上、賛成の討論といたします。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほど植田議員が反対討論しました。それに対して米澤議員の賛成討論があったのですが、私も反対討論いたします。

1つは、今回の経済対策にきたお金の問題です。確かに今回の中には震災復興対策も含まれているというふうにおっしゃられたのですが、総額、アベノミクスで第2の矢、機動的な財政活動だということで公共事業を位置づけたんですが、全体の総額では12兆円、初日の町長は13兆円とおっしゃっていましたよね。これぐらいの財政投資があったのですが、そのうち復興に使ったお金、幾らか、これは政府の資料でも1兆4,000億円にしかすぎない。約1割しか東北の復興にしか使われていない。それもほとんどが債権を返すのであって、ふえているのは3,000億円強だと言われております。

その現実の中で地方にお金が回ってきたのですが、落ち込んでいる地域経済ですが、南部町を見るだけでも、先ほど言っているように、これまでの仕事を、本来であれば25年度にする仕事を24年度に予算をつけて25年度に行う。一体、これのどこが町政にとって効果があるのか。元気交付金の8,000万と言っておりましたけれども、聞き取りの中ではこれを使うより辺地

債で使う方が有利ではないかという、入蔵の町道にしましてもですよ、そういう意見も出てきたわけですから。そういうことから考えるのであれば、少なくとも地域に来たお金でかえるというのであれば、そのお金が地域に循環するような方法を最大限考えるべきではないかと考えています。そういう意味でいえば、今回の経済対策は全国どこでも3月議会等で補正予算を組むのだとは思いますが、このツケがどこに来るかという、今後当てにされている消費税で賄おうというのですから、私は町とすれば、地方に来るお金もいいかもしれないけれども、今後の住民負担や地域の経済考えたら、このアベノミクスの効果はどれほどのものであるかという批判の声を上げていくべきだと、この補正予算を見ても思いました。

それから、一つの緑水園の草刈りのことなんですけれども、聞き取りの中では課長を初め、職員が勤務時間中に草刈りを行う。住民から見れば、町の公務員は公共的なサービスをしている。それに時間給にすれば、はるかにシルバーがするより高い草刈りになっているのではないかと思います。住民の指摘はもっともではないでしょうか。そういうことを考えれば、少なくとも補正予算で言わせていただいたのは、予算をつけろと言ったのではありません。少なくとも地域に落とそうとしているお金を削ることはないのではないかと、削って職員に仕事させることはないのではないかとという指摘をしたのです。これのどこが間違っているのでしょうか。

それから、ジゲの道でいえば、これも聞き取りの中であつたのですが、本当に地域に効果があるのでしょうか、そういう点です。このことがかえって地域に負担増をもたらしているのではないかと。特に中山間の農家の方々は高齢で、みずからの生活や仕事を維持するにも大変です。その上にボランティアに駆り出されようとしている。町民から見れば、自分たちは税金を払って公共サービスを町にお願いしているのではないかと考えるのがもっともではないでしょうか。そういうことを考えれば、私はジゲの道の仕事というのは、住民の実態や要求とこの施策が合っていない、ここを町が反省して、このジゲの道の事業がどのように発展していくのか、効果的に住民に使えるように考え直すということをこの補正予算は訴えているのではないのでしょうか。そういうことを考えれば、今回の補正予算は国からお金が来たのだけれども、それが本当に住民生活に効果的に回っているかという点では疑問を持たざるを得ない、こういう立場から反対をいたします。

○議長（青砥日出夫君） 4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井隆です。私は、この議案第6号、平成24年度南部町の一般会計補正予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

まず、先ほど真壁議員が国の経済対策のことを話をされました。さっき言われました金額、1兆4,000億円というのは、これは地方の元気交付金に充てられた補正予算であります。福島

の原発及びその復興に対する予算については、これは別枠でまだ設けられているものでございます。

この地方元気交付金として計上されましたのは、この地方元気交付金についてちょっと説明をさせてもらっておきます。これは経済対策の一つとして、地方自治体の単独事業に限られた特別交付金であります。我が南部町では、朝金、落合送水事業であります水道統合事業と、それから町道の拡幅工事、また橋梁の修繕ということで充てております。これは町の単独事業であって、今、町の財政の大変厳しい中、1年間に特に入蔵の方、私はボランティア弁当配達で月に二、三回行きますけれど、工事を見てても1年間で50メートルぐらい、多いときで100メートルも進んでおりません。それを今まで5年間以上かけて少しずつやっております。その今、進んでいる工事を少しでも早く、住民の方が安心・安全で暮らせるような形で工事を早くしていく、そういったことに対して国から出てくる交付金であります。

もちろん水道事業に関しましても統合するために、また、特に旧西伯側は水の質が悪いとか、また量が足りないとかということで会見からこちら落合の水源の方までつなぐ、そういったことの工事で、こちらの方ももちろん町民の方々の安心・安全、これをしなくちゃいけないところが早く工事が進んでいくということで、この地域の元気交付金は非常に国の方も考えた交付金であるというふうに思っております。

それと、草刈りの勤務中のことですが、場所を聞いてみますとこれは指定管理に出されていない町の施設の周りの方の草刈りをしておられるということで、やはりそういったところを町の職員がきれいにしていくということは非常に大切なことで、決して悪いことではなく、有意義な状況ではないかなと思っておりますし、また緑水園周辺の草刈りにしましてもお世話になってはおりますけれど、南さいはく地域振興協議会では緑水湖の対岸の方の管理道路を河川愛護、今、スーパーボランティアというのでやっております、その辺も対応してたということで予算の方が減額をされているというふうに説明もありません。

また、道づくり事業の交付金ですが、これは地域振興協議会ができた後に地域のそれぞれの課題についての一つの対応策として計画されております。町道以外のところも含めて、その地域の方々が日常使っている道が非常に不便であると。大木屋の方では一軒家のところから国道に出るまでに雪が降ると身動きができなくなるというような状況がありました。そういったところを集落の皆さんが一つになって生活をしておられる方を守っていくということで、一緒にやろうというような気持ちになって大木屋の道づくりの方もできたというふうに聞いております。そういったことからすれば、地域の力をまとめていくというためにはこのジゲの道づくり事業は非常

にいい事業だというふうに先ほど米澤議員も言われましたけど、全くそのとおりだというふうに思っておりまして、この平成24年度一般会計補正予算については反対することは全くない、賛成の立場で討論とさせていただきます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番の亀尾です。議案第6号について、反対の立場から意見を申し述べるものであります。

先ほど賛成意見の中で、いわゆる経済対策のお金、元気交付金のことを言われたんですけど、私どもが言うのは、いわゆるアベノミクス、日本の経済を立て直すんだということで経済対策の一環として国が出す総額の交付金のことを申し上げているわけなんです。それが10数兆円、13兆円を超えるような状況なんです。このことの裏づけを見ますと、いわゆる国会の方で通りました最終的には消費税を10%の負担増にするという、そういうことからすると、今の景気浮揚をしないとそういう上げるような状況が生まれません。そのためからこのような交付金を出して、そして経済を立て直す。いわゆる庶民に金を回すサイクルを高めようということを出されたお金である、このことではないでしょうか。そうすれば、私はそのお金を町民の人が本当に潤うような、そういうやり方をすべきではありませんか。私は、そのようなことを強く申し上げたい。そのことです。

そして、個別に取り上げましたジゲの道の問題ですね。私は、これは公の道路というのは安全を第一に考えなければなりません。委員会の中でも穴ぼこの補修とかああいうのは何というんですか、安全性から見ればきちんと穴を埋めることについては業者がしなくてもできる、このようなことを言われました。確かにそうかもしれません。しかし、今、高齢化によって集落は毎年行われる通常の役目でも出るのに大変な思いをされておられるような状況です。そういう中で、先ほども反対討論の中であつたんですが、税金を使ってサービスをする、これを原点に置くのが当然ではありませんか。私は、公の道路はやはり行政が責任を持って行うこと、このことを申し述べるものであります。

さらに、草刈りの問題であります。私は、職員を草刈りとかいうのではなくて行政の本来の仕事、住民のサービスに仕える。そして、草刈りとかそういうことについては、シルバー人材センターに登録されている人がこのように話しておられます。会費を払って会員になってるんですけども仕事がなかなか来ない。差し引きすると損になる部分もあるというようなことを言われるんです、会費と比べてですよ。そういう状況であれば、草刈りとかそういうものはシルバー人材センターに出して、そのことがつまり地域の経済が回ることではないでしょうか。

私は、そのことを強く申し述べて、この議案に対して反対するものであります。

○議長（青砥日出夫君） 8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 8番、細田でございます。この補正予算について、賛成の立場から討論させていただきます。

この24年度3月補正予算ですが、これはほとんどの事業が実績の報告になっておりまして、これが今回の決算にこのまま行く中身であります。重立ったものはほとんどの言われましたが、ありますが、一番問題になっておったのがやっぱり交付金の問題でした。地方が元気出る交付金8,000万円の使い道だ云々、また、国の12兆から13兆円の使い道のこと言われましたが、国のことは国の方で言っていただきたいと思います。私たちの町に来ました地方の元気交付金、使われたところで一番私よかったなと思ったのは、水道統合事業に今回これが町単独でせないけんが入っていました。この余ったお金が今度は25年度当初予算に生かされると、そのような内容の予算になっておりました。

そういうことで、国から来たお金を本当に有意義に活用されたのが今回の補正予算の中身です。一番の中身は実績報告のほとんどが△で、皆さんが努力された結果、予算が余って、それをため込むじゃないですけど、本当に頑張っって、予算を全額使うんじゃないしに、少しずつでも予算削減に努力されたという姿がこの補正予算の中を見ますとあります。

また、草刈りの問題とかジゲの道の問題云々言われましたが、職員の皆さん、よかったですね、本会議場でもうこれから草刈り勤務時間にせでもいいと議員さんやちが言っておられました。あとシルバーに頼めばいい、そういう提案もありましたので、それは一考、考えるところもあろうと思いますが、職員もし、ジゲの皆さん方も一緒にするというのもまたいい関係だないかと私は思っておりますが、確かにジゲの道については、この中山間の一番問題は、やっぱり少子高齢化の高齢化がだんだん高くなっているということなんですね。このジゲの道で道路舗装とか穴ぼこを直せというのは、強制ではありません。自分やちでしょうかというところには出るこの交付金ですね。それができるとは、やっぱり基本的には自助、共助、公助という順番があるんです。この地域振興協議会ができてからそれが少しずつ形になっていると。この最たるのが、私の地元の東西町では自分たちで材料は町からいただきましてガードレールをつくったり、ガードパイプをつくったりして、本当にプロ顔負けの仕事をしております。それが嫌々というのは聞いてませんよ。みんなでやろうかって言ったら私やちみたいなりタイアした人やちが、プロの技を持った人が、これはこうするんだって言ってみんなに教えながらプロ級の仕事できております。穴ぼこも本当にみんなで、ぽっぽぽっぽ埋めたりして直しております。

このようにいろんなこのような自助、共助、公助の流れが少しずつできるような予算裁定になっておりまして、本当に今回の補正予算、職員の方の努力があらわれた結果のような数字になっておりますので、私はこれについて賛成いたします。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第6号、平成24年度南部町一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。
委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第7号

○議長（青砥日出夫君） 日程第4、議案第7号、平成24年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長、秦です。議案第7号、平成24年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。

委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しています。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 委員長報告に賛成のほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これより、議案第7号、平成24年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第8号

○議長（青砥日出夫君） 日程第5、議案第8号、平成24年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

- 予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第 8 号、平成 24 年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）。

委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しております。以上です。

- 議長（青砥日出夫君） 本案件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（青砥日出夫君） これで討論を終わります。

これより、議案第 8 号、平成 24 年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。

本案件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 9 号

- 議長（青砥日出夫君） 日程第 6、議案第 9 号、平成 24 年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

- 予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第 9 号、平成 24 年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）は、委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しております。以上です。

- 議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（青砥日出夫君） これで討論を終わります。

これより、議案第 9 号、平成 24 年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）を

採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第10号

○議長（青砥日出夫君） 日程第7、議案第10号、平成24年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第10号、平成24年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第2号）。

委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しております。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論を終わります。

これより、議案第10号、平成24年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第11号

○議長（青砥日出夫君） 日程第8、議案第11号、平成24年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

- 予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第11号、平成24年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）。

委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しております。

- 議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（青砥日出夫君） これで討論を終わります。

これより、議案第11号、平成24年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第12号

- 議長（青砥日出夫君） 日程第9、議案第12号、平成24年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

- 予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第12号、平成24年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）ですが、委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しております。以上です。

- 議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（青砥日出夫君） これで討論を終わります。

これより、議案第12号、平成24年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を

採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第13号

○議長（青砥日出夫君） 日程第10、議案第13号、平成24年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第13号、平成24年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）は、委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しております。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論を終わります。

これより、議案第13号、平成24年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第14号

○議長（青砥日出夫君） 日程第11、議案第14号、平成24年度南部町病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

- 予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第14号、平成24年度南部町病院事業会計補正予算（第3号）。

委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しております。

- 議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（青砥日出夫君） これで討論を終わります。

これより、議案第14号、平成24年度南部町病院事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第15号

- 議長（青砥日出夫君） 日程第12、議案第15号、南部町暴力団排除条例の制定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

- 予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第15号、南部町暴力団排除条例の制定について。

この内容につきましては、暴力団の排除を推進し、安全で平穏な町民生活の確保と社会経済活動の健全な発展を目的に制定するものであります。

委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しております。以上です。

- 議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論を終わります。

これより、議案第15号、南部町暴力団排除条例の制定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第16号

○議長（青砥日出夫君） 日程第13、議案第16号、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第16号、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

内容につきましては、障害者自立支援法の一部改正が行われることになったため、障害者自立支援法を引用する3条例についての改正を行うものであります。

委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論を終わります。

これより、議案第16号、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決され

ました。

日程第 1 4 議案第 1 7 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 1 4、議案第 1 7 号、南部町特別会計条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第 1 7 号、南部町特別会計条例の一部改正についてであります。内容であります。太陽光発電事業にかかわる太陽光発電特別会計を新設するために条例の一部を改正するものであります。

委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しております。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論を終わります。

これより、議案第 1 7 号、南部町特別会計条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 5 議案第 1 8 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 1 5、議案第 1 8 号、南部町自然休養村管理センター緑水園管理運営基金条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第 1 8 号、南部町自然休養村管理センター緑水園管理運営基金条例の一部改正についてであります。

内容につきましては、財団法人南部町地域振興会が平成 2 5 年 3 月末で解散することに伴い、

基金の取り扱いについて変更する必要がある、条例の一部を改正するものであります。

委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しております。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第18号、南部町自然休養村管理センター緑水園管理運営基金条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第19号

○議長（青砥日出夫君） 日程第16、議案第19号、南部町道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第19号、南部町道路占用料徴収条例の一部改正についてであります。

内容につきましては、太陽光発電施設等が道路占用の許可の対象物件として追加されたことに伴い、条例を改正するものであります。

委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しております。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第19号、南部町道路占用料徴収条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 20 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 17、議案第 20 号、南部町病院事業の設置に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 議案第 20 号、南部町病院事業の設置に関する条例の一部改正についてであります。内容につきましては診断料及び検案料、自動車使用料、身体障害者診断書料の金額の改定を行うものであります。

委員会で審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しております。

この審査につきまして、反対の意見。退院前の訪問診療など金額が上がる。病院は自分の家のベッドだと町長は言ってきた。徴収しないことはあってもいいが、今以上取ることには反対。地域医療の正しい方法ではない。メリットよりデメリットが大きいと思うというような意見がございました。

賛成の意見。徴収には大きな影響はないが、訪問看護、精神患者に対する診察がふえる。それにより障がい者の在宅がカバーできるというような意見がございました。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はございませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13 番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 委員長報告に反対します。

委員会でもこの条例についての聞き取りをしてきました。これは要するに西伯病院が、いわゆる往診等で交通費の徴収を変更して、引き上げるところと引き上げない、徴収しないところをつくりたいという中身と、もう一つは健康診断書等の料金を上げるという内容でした。

中身をお聞きしたところ、確かに退院前の訪問指導や在宅患者の訪問リハビリ、精神科の退院

前の訪問指導料や精神科の訪問看護指導料などはお金を取らなくなる。このことについては賛成なんです。

問題は、在宅患者訪問診療料や往診料、それから健康診断のお金を、負担を引き上げるところに反対をしています。特に西伯病院側から出してもらった資料で、一体今回の条例改正に伴ってどれぐらいのお金がふえるのか、この試算は合計10万8,402円ですね。総額20数億の西伯病院の事業をしているところが、みずから決めれる条例を変えて住民負担増を10万ぐらい上げることにはどれほどの意味があるのか。私は、かえって特に在宅患者訪問診療については年間210件、町外合わせたら350件近くの方が利用されているのです。この方々に新たに15万の負担増を求めたい、こういうふうに言っているのですが、これは恐らく次の賛成討論の方が言うと思うんですが、障がい者や精神患者の方々が無料になるということを引きかえにする内容ではないと思うのです。

南部町は、これまで町民の身の丈に合わないような大きな病院をつくってきたのではないかと、一方では西伯病院に期待する声とともに、そこに多額の財政投資をした批判の声もあるわけですね。ところが、町長を初め、西伯病院の方々はここにある病床が自分のところのベッドとあってほしいということで、地域医療に取り組むということで来たのではなかったのではないのでしょうか。そういうことから考えたら、今回の10万ちょっとの引き上げが住民にとってどのようなメリットがあるとお考えでしょうか。少なくとも多くの町民や利用する方々は、医療費の高騰に困っているわけです。医療費等については、町村等では何ともできませんよね、国が決めてますから。少なくとも町で負担の増減を決める条例については、住民負担を軽減していくという方向でなせることが順当ではないのでしょうか。今回、徴収しないところから出てくるマイナスを含めても、効果上げたら30万にも満たないわけですね。そういうことを考えれば、今回の引き上げを行うことはない。

特に、在宅患者訪問診療とはどういうものかと病院が書いてありますのは、定期的に医師が患者宅に出向き、診療する行為と書いています。この町は、がん撲滅宣言をして、ライフサイエンス事業で健康な方々にも予防してほしいと多額の補助金を出しています。現に病気で困って家で寝ている方々にまで負担増を強いることは、これは考え方からも反するのではないかという点から反対をし、徴収しないところはそれでよしとして、今回引き上げるところはやめるべきだということを指摘して反対をいたします。

○議長（青砥日出夫君） 8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） この条例に対して賛成の討論をさせていただきます。

今、るる言われましたが、健康診断料とか往診料、在宅患者訪問診療、いろんな点数はございますが、これは近傍の町立病院の実態に合わせたということで聞き取っております。ということは、そういう分、安かったと。こんなにたくさん頑張っておられて、ずっと西伯病院が赤字でありました。今回、初めて24年度決算では黒字になる見通しになっております。これはひとえに院長を初め、西伯病院のスタッフがいろんなことで頑張られた結果であります。

その中で、特別会計にもあります訪問看護のステーションがございますが、これがだんだんと少なくなりました。中身をお聞きしましたならば、もともと西伯病院の発端、最初のルーツは精神科から出発しております。精神科の患者さんは近傍よりも遠いところ、例えば境港、大山町、伯太町、県外の患者さんがたくさんおられたそうです。そこに在宅診療、訪問いたしますと、今まで取っておった往診料が高い、それであんまり行かれんようになったと。このドル箱がそういうことで実態が減りだしたということでありまして、これが今度はその往診料ですね、それを取らんと、車代を。そういうことになればまた息を吹き返して、本来の西伯病院はもともと精神科から出発した病院が生き返ってくると、そのような手だてをしております、また往診料についても、また在宅訪問診療につきましても、これがうちげが本当に今まで安かって頑張っておられたけど、近傍の病院と比べれば本当に安過ぎたということでお医者さんからもいろんなクレームがついたそうございまして、近傍の町立病院よりも高くするわけにもなりませんので、合わせたということでありました。そういうことでありまして、これは安いにこしたことはございませんけども、それに、身の丈に合ったような点数に、また表にしたということでございまして、賛成いたします。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 1点だけ反対の立場から討論いたします。

先ほど細田議員は、精神科の出張の車代がなくなったということで評価された。私もその点は大いに評価します。

先ほど真壁議員が、問題は値上げの部分ということなんですけれども、その値上げの一つは健康診査手数料でしたかね、そのところの値上げが近隣と比べて86%ぐらいな水準であったものをならすんだという考え方。私は、がん撲滅宣言の町、そして健康診断をどうやって引き上げていこうかという町の政策から見て、この水準を維持していくことは政策的に間違っていないと思っております、そういう立場から近隣から、クレームがついたというような討論がありましたけど、私はそういうことは委員会では確認しておりませんので、そういう討論は本当かなと思います。ぜひとも健康診断の比率を引き上げる、そしてがん撲滅に向けて先進的な政策を実現していきたい

いと思う立場で反対をさせていただきます。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第20号、南部町病院事業の設置に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで、議案第21号から24号まで、地方自治法第117条の規定により、景山議員が除斥の対象となりますので、景山議員の退場を求めます。

〔5番 景山 浩君退場〕

日程第18 議案第21号

○議長（青砥日出夫君） 日程第18、議案第21号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第21号、公の施設の指定管理者の指定について。これは緑水湖湖面利用施設であります。

委員会で審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しております。

反対の意見。株式会社緑水園が指定管理者になる。今後の事業計画は示されていたが、この計画では3年間の経営の安定が図れるか危惧する。

賛成の意見として、初日議決された案件と同一であり、賛成すべき。事業計画も明確になされておるといふ意見がございました。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 議案第21号、公の施設の指定管理者の指定について、反対の立場から討論いたします。

この湖面利用施設も含めて株式会社緑水園がこのたび指定管理者に指定される議案ですけれども、私は24年度の補正予算のところでも申し上げましたけれども、この移行の過程が住民代表である議会にも十分説明がされなかった、そして役員を選考に当たっては事後報告であり、また定款は私たちが議会で求めて初めて出されてきた。こういう経過を見てくると、町を挙げてこの緑水園を守っていこうということに水を差すような対応だと私は指摘せざるを得ません。

ダムができてダム湖周辺の地域の活性化のために長年取り組まれた事業であるわけで、これを本当に町民全体が盛り上げていくことなしには成功は難しいと思います、今の現下の経済情勢の中では難しい。そういう中で、執行部、とりわけ町長の責任は重いと思います。開かれた運営をしていくことなしに発展は望めないと思います。このことをぜひ肝に銘じて、今後の運営に臨んでいただきたいと思います。そういうこのたびの経過を批判して、この議案に反対をいたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井隆です。私は、この議案第21号、公の施設の指定管理者の指定について、緑水湖湖面利用施設なんですけれども、賛成の立場で討論いたします。

まず、緑水湖湖面利用施設というのは、緑水湖に浮いているボートの管理を新しくできた株式会社緑水園の方に移管、移行、指定管理をということなんでお願いするところなんですけれども、先ほど植田議員の方の反対討論の中でありました、まず株式会社の移行の過程というところなんですけど、十分な説明がなかったということなんですけれども、説明は十分に受けたと。そして、議員としても国の施策によって財団法人から株式会社に移行しなくちゃいけないということも十分に理解をして議決をしたものでもあります。

また、役員選出ですけれども、以前、財団法人南部町地域振興会るとき、定款の方をまず見ますと、定款の中では町長が理事長になる、そして議長が副理事長になる、それから副町長が専務理事になるということで、3つのこのような定款がうたってありまして、充て職になっていたわけです。このたび株式会社移行によって町が100%出資する株式会社ができただけなんですけれども、今まで定款として流れてきたものをそのままある程度持ってきた、この地域振興会るときに理事、役員等を長年していただいた方々に、今までの営業方針などを十分に理解している方々にお願いをしたというふうに私は理解をしております。この役員選出、社長を初めとする役員選出は、何らそういった面からすれば妥当な、正当な、また緑水園を中心としたそれぞれの施設がこれからも安定した経営がなされていくものだというふうに思う人事だというふうに思っております。そういった面からすれば、役員選出もそうですし、町民の皆さん方にはその辺を十分に理解

をしていただきまして、今まで以上に緑水園周辺の施設を御利用いただきまして周辺が本当に発展するよう、また新しくできた株式会社が発展をしていくように御協力をお願いいたしまして、賛成の討論とさせていただきます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほどこの指定管理者の指定等について、緑水園の株式化に対してなかなか説明がなかったという点について、十分に説明があったというふうに板井議員が述べられたんです。この議案とも関係があるので、しっかりと意見を言っておかないといけないと思うんですが、仮に株式会社化することによって説明がしっかりなされた、住民に理解を得ようと思うのであれば、今回の指定管理に伴ってどのように株式会社になった、変わった緑水園が経営改善してくるのかというものがあって初めて説明が成り立つのではないのでしょうか。

委員会で何回も求めても出てきたのが、このように皆さんが持っておられると思いますが、平成25年、26年、27年にわたって、各分野での売上高と収支がどうなるかという数字だけなんです。議会で私たちが求めていたのは、このように赤字になっているところを埋めていくためにどのような経営努力をしているかという、その方針が住民に示されて初めて説明できたと言えるのではないのでしょうか。

十分に説明されたら賛成討論なさる方は、その資料を出していただきたいと思うんですよ。そういうこともなく、十分説明があったということで議会が認めているというわけではありませんから、そのことを指摘して反対をいたします。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第21号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第22号

○議長（青砥日出夫君） 日程第19、議案第22号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第22号、公の施

設の指定管理者の指定について。これは健康増進施設のレークサイドアリーナの指定管理にかかわります案件であります。

委員会で審査の結果、賛成多数で可決すべきと決めています。

賛成、反対の意見は、議案第21号と同じでありますので、省略させていただきます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はございませんか。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 亀尾でございます。私は、議案第22号、公の施設の指定管理者の指定について、この中で、先ほど委員長からありましたが、南部町健康増進施設レークサイドアリーナ、いわゆる体育館ですね、このことについての指定管理者を株式会社緑水園にするというこの議案なんです。

先ほど賛成討論の中であつたんですが、いわゆる地域振興会、これの定款とおっしゃったんですが、定款はありません。寄附行為ということとなっております。そのことをまず指摘しておきます。

それで、今度新しくできました株式会社緑水園、この定款を見ますと、この株式会社ですから株式発行ですね、最終的には4,000株ということになっております。とりあえずといいますか、まずスタートは1,000株、金額にして1,000万円、この全額を町が株主として株式を持つということなんです、株を持つということです。

その中で、先ほど賛成討論の中であつたんですけども、十分に議会に説明したということです。私は、この説明は非常に不十分であり、しかも指摘したいことは、町が株を持つということは、町民全員が株主という観点でとらえるべきではないでしょうか。であれば、町民にも広く、詳しく、今までどういう流れでこういうぐあいには地域振興会から株式会社になったか、このことをしっかりと説明する、このことが必要ではないでしょうか。

そして、先ほど反対討論の中でもあつたんですが、いわゆる今後このそれぞれの施設、この後もまだありますね。もうあと2つ施設が指定管理になるんですが、その中でいわゆるこれまで行ってきた経営から今度やられる経営は、今まで指定管理の管理料でクリアしてたんだけど、今後もそうなんだが、しかし株式会社としてスタートするのであれば、今までの経営方針をどのように改善し、そして自立する、そのようなことをしていくのか。その計画書の提出を求めたの

ですが、ここにあったのは株式会社緑水園指定管理施設収支予算書、集計表、25、26、27年度が出てます。この中で、いわゆる内容ですね、売り上げが幾ら、収入がどれ、こういうことはありますが、中身についてどういう手法でやっていくかということは一つも提案がありません。私は、このようなことで将来のことは担保できるのか、このことが非常に認めることができない、この立場から反対するものであります。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井隆です。私は、この議案第22号、南部町健康増進施設レークサイドアリーナの指定管理の指定について、賛成の立場で討論させていただきます。

まず、このレークサイドアリーナというのは、緑水園の上手にあります体育館の管理運営をお願いしていくということなんですけれど、例えばこれに反対してほかの方に指定管理を持っていくことになると、多分この指定管理料というものは相当上がっていくのではないかなというふうに思います。緑水園の近くにあって、緑水園の職員の方があわせて管理をし、対応しているからこの指定管理料で終わっているのではないかなというふうに思っております。それももってしてもこのアリーナだけでいけば、やはりマイナスが生じていくということが出てきております。そういった面からして、この改善に向けては株式会社緑水園の方に努力をしていただかないといけないと思いますし、また、緑水園を長期休み期間中とかに合宿等でいろんな人たちが利用しておられます。その利用に際しても、こういった体育館があるから緑水園も利用するんだという方もたくさん利用していただいております。そういった面からしてこの緑水園が指定管理になることが適切であるというふうに思いますし、先ほど亀尾議員の方から御指摘をいただきました定款と寄附行為なんですけれど、確かに財団法人に関しては寄附行為、それとイコールするものが株式会社では定款であるというふうに思っております。決して表現的に間違っていないというふうに思っております。以上、賛成の討論といたします。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第22号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町健康増進施設レークサイドアリーナ）を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 0 議案第 2 3 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 2 0、議案第 2 3 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町農林体験実習館）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第 2 3 号、公の施設の指定管理者の指定について。

これは南部町農林体験実習館にかかわります件であります。委員会で審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しています。

なお、反対、賛成、それぞれの意見は、議案第 2 1 号と同じでありますので、省略させていただきます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はございませんか。

1 3 番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 公の施設の農林体験実習館の指定管理について反対します。

委員会で出てきた資料や聞き取りの中でわかったことですが、実績としては農林体験実習館はオートキャンプ場と一緒にと言ったんですけども、22年度の実績は544万円の売り上げであったということなんです。それで、計画として、今回は農林のこもれび工房になりますね、売上高が600万円、それから少しずつふえていくという計画が出ているんです。ところが、これを見てもわかるように、この緑水園の一連の関係の中でそういう意味では、一番足を引っ張っている結果になっているのがこの実習館になってきますよね。売上高600万に対して指定管理料が500万です。緑水園の売り上げが9,360万に対して指定管理料が1,150万、この割でいえば、どうしても運営全体考えたらこの実習館が足を引っ張っている結果になっていると。ちなみに、当期損益を25年度の計画で見ても、全体赤字が255万4,000円に対して農林のこのこもれび工房では315万円の赤字が出ると、こういうふうに計画が出ているわけですね。それで、3年間を見た場合には、全体的にはプラスになり、緑水園はプラスになるんだけど、最後までこのこもれび工房が赤字で続くと、こういう内容になっているんですよ。中身を見たら、よそと比べて売上原価がかかってきている問題、それからここでは施設ですから職員給与として賞与分も含めて約500万近くのお金を計上していると。そういう意味でいえば、私は、まさし

く説明責任が問われるのは、株式会社化になってこの指定管理料が約1割ふえているわけですよ、1割もいきませんか、30万近くふえてきているんですね。それでいえば、一方、資料で見たら利用実績は、これもキャンプ場と一緒に結果しか出ていないんですけども、全体的に20年をピークに21年度1,459名、22年度1,434名、23年度895、工事もあったということなんですけれども、実際は減ってきて。そしたら、25年度にどのようにこの600万を上げていくかという改善計画が議会でも示されなかったわけなんですよ。そういう点から見れば、少なくとも株式会社緑水園を健全運営していくためには、なかなか厳しいところにどう改善の手を加えるかという説明がなされなければ、どれでもこれでも緑水園にしてもらわなかったらほかはもっと金かかるんだというような、そういう言い方では住民は納得しないと思うんです。

指定管理のそもそもの大きな目的は、市町村が効率的に運営できるように、維持管理等を効率よくするということが、経費をかからなくするためにできてきたのが指定管理の制度ではないでしょうか。今回、お金がかかるから売り渡すという譲渡の話も出ていますが、住民から見れば、お金のかかるところを抱えていることこそ問題ではないかと指摘されるのもっともだと思うんです。そういう意味でいえば、特にこの実習館の赤字をどう改善しようとしているかということが賛成討論で示されなければ、皆さんも責任持って賛成して立つことできないのではないのでしょうか。そのことを求めて反対討論します。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） きちっと賛成討論せんと議会の責任があると言われましたので。確かに説明をお聞きしましたら、確かにオートキャンプ場……（発言する者あり）研修館もオートキャンプ場もちょっと付随しておりますが……（発言する者あり）こもれば工房のことね。何でこげに実績が減ったのってお聞きいたしました。年々減ってたんです。よく考えたら、あそこに地震計を設置するために何サイトかあれをつぶしたんですね。それが2年ぐらいかかったんですね、あれほぜってするの。それからで実績が減ったと。今回から、25年から、計画書が出たあつたと思いますけど、若干、少しずつ伸びるようにしておりますね。この計画書というのは公式なものでして、国とか県にいろんな事業をするときには出すのはそういう資料でございますが、今度はもうあそこが使えます。何サイトかはつぶれてますが、これをもってこれを復帰させて、株式会社になりましたので費用対効果をきちっとされまして営業努力されまして、こもれば工房、あの研修館、いろいろとオートキャンプ場も含めてですが、されれば、自然としてもあそこ、こもれば工房やちが利用が回転するようになるうと思ひます。これはやっぱり株式会社にな

った使命であろうと思っておりますので、これについては計画どおりできることをお願い申し上げます。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第23号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町農林体験実習館）を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第24号

○議長（青砥日出夫君） 日程第21、議案第24号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町ふれあい広場緑水湖オートキャンプ場）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

11番、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第24号、公の施設の指定管理者の指定について。

これは南部町ふれあい広場緑水湖オートキャンプ場であります。済みません、言い忘れておりましたが、指定管理者候補者選定委員会は2月の14日に開催され審査がなされております。

この24号につきまして委員会で審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しております。

委員会での賛成、反対の意見は、議案第21号と同じでありますので、省略させていただきます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 議案第24号の公の施設の指定管理者の指定について、反対の立場から討論いたします。

これはオートキャンプ場を株式会社緑水園に指定管理をさせるという議案であります。この3年間の計画書を見せていただきました。オートキャンプ場においては、職員の給料と臨時職員の給料を3年間少しずつ減らして収支をプラスに持っていくという中身になっております。その

内容について委員会で聞き取りましたら、職員が今、正職員の退職もあり得るといようなこともあって、新規採用で職員の人件費が少なくなる。臨時職員についても同様なことが行われる可能性があって、そういう計画になっているという説明でありました。そこだけ見ると計算上は合っていると言えなくもないんですけども、私は、緑水園の運営というのはマンパワーが発揮されなければ、そこに依存することが最大の資源ですよ。私は、一方、役員報酬が3年間きちんと……。

○議長（青砥日出夫君） 植田議員、簡潔にお願いします。

○議員（5番 植田 均君） 3年間確保されておりまして、その部分との対比から考えて、私は、役員と職員の人件費はバランスのとれたあり方を考えるべきではないかと考えております。

一番言いたいことは、職員の待遇を保障することが健全な経営をやっていくのに不可欠だと考えております。そういうことをもちまして反対理由といたします。

○議長（青砥日出夫君） 4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井隆です。私は、この議案第24号、オートキャンプ場の指定管理について、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほどまず人件費のことを植田議員、反対討論のすべてのように話されましたけど、執行部からの説明を聞いておられなかったんでしょうか。執行部の方は、この人件費の減っていくのについては、定年退職によるものと新規採用による方との人件費の差がここに出ていますということをはっきりと説明をされました。その説明を聞いていけば、多分、この反対討論というものはまずなかったんじゃないかなということをもまず一番に申し上げておきます。

そして、今まで4つの議案、そして初日に議決をしました緑水園、それからバンガロー、それから研修センター、緑水園の後ろにあります林業者休養福祉施設と、それからこの4つで、このたび8つの指定管理を新しくできました株式会社緑水園に指定管理をお願いしていくというところなんです。

まず、先ほどから今までの反対討論を聞きますと、それぞれのところを指摘を上げて経営方針というようなことを話をしておられました。例えばマイナスが大きいこもれば工房、多分、新しい株式会社もこれは指定管理、受けたくないんじゃないでしょうか。なぜそれを受けるのかといいますと、緑水園を中心とした施設それぞれを、来られたお客さんはこもれば工房で体験し、緑水園で食事をし、また学生たち、合宿で来ていただくお客様は体育館で運動し、バンガローや緑水園に泊まる、プラスバンドで来る合宿もそうです。緑水園だけではお客さんが来ていただける可能性が少ないわけです。周りの施設を使ってお客さんに来ていただき、そして最後に緑水園で

しっかりとお金を落としていただく、これが緑水湖周辺の運営だというのがこの数字の中に十分にあらわれているのではないかなと思っております。

緑水園は昭和56年、まだダムがたまる前からです。ダムが完成に伴って周辺を整備して以来32年間、本当に職員の方の努力によって大きなマイナスも出ることなくここまでやってきておられます。これからもそういった精神を継いで、緑水園周辺の施設を町民の憩いの場として、また町外の方々の観光のスポットとして、南部町の観光のスポットとして頑張っていたかなくてはなりません。そういった面からしてこの指定管理、24号だけではありません、すべてに関してを緑水園の皆さんにお願いをして賛成討論とし、そして、再度お願いしますが、ぜひともそういった形で新しくなります緑水園中心とした施設をどんどん利用していただきますようお願いをして、賛成の討論といたします。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私たちは、議会で指定管理のことを問題にしているのは、緑水園の職員の働きがどうか、そういうところを言っているのではありません。指定管理というのは、行政処分の一つであり、それをしている町の責任を問うているわけです。ましてや議員が、私たちがここで緑水園を住民によく使っていただくために宣伝する場ではないことも明らかなことだと思うんですよ。私たちの使命は、この指定管理ややっていく方法が町として適切であるのかどうか、本当に町として責任が持てるのかということ、これを町に責任を求めていくというのが議会の姿勢ではないかと思うんです。その点から見たら、何回も言うように少なくとも数字が出てきて、これが物語っているといいますが、今回の指定管理は株式会社化になって指定管理料が高くついています。赤字経営等が少なく済んだというのですが、少なくとも中を見る限りでは十分な経営改善計画が出てきているというような資料が見当たらなかったわけです。数字を書くだけではなく、その数字がどのように裏づけられて出てきているのかということがなければ、本来の説明が果たされていないというのは何回も言っていることです。少なくともそれをしっかりと指定管理に出す町が相手方に求めて、それを保証させるために町も努力していくというのが責任のとり方ではないでしょうか。そういうことを言わずに批判してくる声を取り上げて、そうではなくて緑水園に協力してくれというのですが、緑水園というのは少なくとも多くの方々に利用されなければ成り立たないものではないでしょうか。

そういう点から見れば、何よりも情報公開としっかりとした説明をすることが、町がそれを緑水園側にさせることが求められているということを指摘して反対いたします。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第24号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町ふれあい広場緑水湖オートキャンプ場）を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで地方自治法第117条の規定による除斥の対象となる議案が終わりましたので、景山議員の入場を許可します。

〔5番 景山 浩君入場〕

○議長（青砥日出夫君） ここで休憩をいたします。再開は50分。

午前10時33分休憩

午前10時50分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 済みませんが、私が議案第6号の平成24年度南部町一般会計補正予算の賛成討論のところで、ちょっと間違った発言をいたしましたので、訂正をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

賛成討論の中で、反対討論で真壁議員の方から震災復興に対する補正が1兆4,000億円ついているというふうに話があった中で、私が反対でそれは違うんだと、これは地域の元気臨時交付金についた1兆4,000億円なんだということで討論をさせていただきましたけど、これは震災復興の方にも1兆4,000億円ついておりました。そして、この地域の元気交付金、震災復興以外のところそれぞれに、あと全国に参りますのも同じように1兆4,000億円だったということで訂正をさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 以上、訂正をお願いしたいと思います。

日程第22 議案第25号

○議長（青砥日出夫君） 日程第22、議案第25号、辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

11番、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第25号、辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更について。

この内容につきましては、町道鎌倉線改良事業費の総額の変更、財源内訳に変更が生じたため変更するものであります。

委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しています。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論を終わります。

これより、議案第25号、辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第23 議案第26号

○議長（青砥日出夫君） 日程第23、議案第26号、平成25年度南部町一般会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

11番、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第26号、平成25年度南部町一般会計予算。

歳入歳出それぞれ67億円、前年度と比較すれば1億7,000万円、2.6%の増であります。

主な事業として、24年度から継続事業としての防災行政無線デジタル化改修事業、水道統合事業、橋梁改修事業、また平成25年5月26日に開催されます全国植樹祭にかかわる準備事業が計上されています。また、収支のバランス調整として4億1,000万円の基金が繰り入れられている予算であります。

委員会で審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しております。

この審査で反対の意見。無償譲渡を前提としたゆうらくの修繕費の件。振興区の設置条例は自治法に抵触すると考える。同和対策事業は一般施策で行うべき。また、農業施策の充実は大きな課題であり、対策が不十分である。保育園、図書館の雇用については問題がある。33名いる非常勤職員について正常な状態ではないと考え、対応を求めるとの反対意見がございました。

賛成の意見であります。防災デジタル化事業など将来の形を想定し、先回りの手を打った予算編成となっている。住民福祉の向上に多くの事業が計画されている。ゆうらくの交付金5,700万円も空調機器の整備で、繰り上げ償還等で必要な整備と考えるという賛成の意見がありました。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はございませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 議案第26号、平成25年度南部町一般会計予算に反対の立場から討論いたします。

理由の第1は、ゆうらくに対します空調設備改修のための5,700万円の交付金の支出についてであります。これは現在、町が所有している公の施設であることは間違いありません。そして、町長がこれから無償譲渡をするんだという所信表明をされたわけですけれども、これも町民が納得した要望ではないと私は考えております。5,700万円の交付金の支出は、現時点で町の公の施設である建物に対して伯耆の国に交付をするというのは、財政運営上問題があると言わざるを得ません。

2つ目には、現在、正職員が130名で、それ以外に週38時間で働く臨時職員が33人という状況であります。週38時間といえば、ほぼ正職員と同じような仕事をなさっているわけがあります。この方々の1人でも多い正職員への採用をすること、そしてとりわけ臨時職員などの有資格者の待遇も現在の1種、2種、3種、それぞれが14万9,800円、15万5,700円、3種で16万1,600円という現状は、本当に頑張って働いても生活がぎりぎりというようなレベルであります。こういう非常勤職員などの待遇改善は急いでやる必要があると考えます。

次に、社会教育としての公民館の問題であります。地域振興区を設置したと同時に公民館の職員の配置が減らされてまいりました。現在、公民館職員としては教育長が館長を兼務され、そし

て専任社会教育主事は1名という状況ではないでしょうか。私は、役場の持つ社会教育の重要性を考えれば、この充実が町の責任でやられていくことが当然だと思います。

次に、地域振興区の制度の問題ですけれども、これは発足時点から繰り返し問題提起をしてまいりました。町内を7つの区域に区割りして、そしてその統括を地域振興協議会がするというこの条例の枠組みは、地方自治法と矛盾するものであります。もし、一定の区域を区割りしてある協議会が統括するということができるとするならば、これは地方自治法でいうところの地方自治区にしかできないようなことを、こういう条例は根本的にそういう矛盾を持っているんです。それで、自主的にそういう集まりを、集団を構成しようとするれば、町に交付金交付要綱があるわけですから、そういう主体を自主的につくっていくということが好ましいやり方だと思います。全国的には似たような組織がありますが、条例で区域を区切ってそれを区割りするようなやり方をしているところはないものと私は考えております。

次に、今年度予算で15人の集落支援員を国の補助金で雇用する予算でございます。この集落支援員については国の要綱がありまして、集落支援員の設置は、地方自治体の委嘱により集落支援員を設置。集落支援員は、市町村職員とも連携し、集落への目配りとして集落の巡回、状況把握等を行うとされております。これは今回の地方自治体の委嘱によるというところが一つのポイントでありまして、地域振興協議会が直接雇用するような今の事務職員といえますか、振興区に配置されている職員にこれが適用されないという私は見解でありまして、この予算を使って地域振興区事務職員の費用に充てることは問題があるということを指摘いたします。

次に、農業政策の充実についてであります。私も今回一般質問や、それから今回の予算の聞き取りの中で、大規模農家についてはかなりの手当があるんですけれども、本当にこれからやっというところがある。やる気がある農家に使い勝手のよい施策を一層研究していく必要があると思います。

それから、5つ目には、同和関係予算であります。国の法律は既に失効して法律上の根拠は失っています。教育委員会では、町内で就職や差別体験があるなどのことを理由にされて施策の継続をされております。しかし、就職に必要な施策は同和対策予算で行う必要はないと思います。そしてまた、差別体験をなくしていくためには一般施策に移行し、社会教育によって解決すべきでございます。全国的にも同和対策事業を終結することがこの問題の根本的解決だというのが先進事例で、私は……。

○議長（青砥日出夫君）　まとめてください。

○議員（5番 植田 均君） そのように考えております。ぜひそのように執行部には求めて、この当初予算には反対の立場で討論をいたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） 私は、平成25年度一般会計予算に賛成の立場で討論いたします。

今回の平成25年度一般会計予算案でございますが、事業別資料で説明をいただきましたけれども、510ページにも上る住民福祉の増進のための多くの新規並びに継続事業が提案されております。

町長のマニフェストに従いまして、平成25年度の新規事業といたしましては、人と環境にやさしいまちづくりでは家庭用燃料電池導入促進補助金など2件、安心・安全なまちづくりでは空き家一括借り上げ事業、認知症対策事業など9件。教育・文化のまちづくりでは南部中学校屋内運動場屋根改修事業、法勝寺中学校野球場バックネット取りかえ工事、会見小学校芝生化事業、夢に向かって自立する子供の育成推進事業など7件。産業振興で活みなぎるまちづくりでは南部町体験型観光推進事業、頑張る地域プラン支援事業など4件。継続事業と合わせてどれも大切な施策でございます。住民の福祉の向上のために確実な実施を望みたいと思います。

先ほど反対討論がたくさんございました。

まず、ゆうらくの交付金5,700万円についてでございます。内容は、空調機器の修繕であり、すぐに修繕しなければならないもの、それからすぐに修繕しなくてもよいものがございます。私も最初は建物はまだ町有でございますので、すぐに修繕しなければならないものについては工事請負費、すぐに修繕しなくてよいものについては建物の譲渡後に補正予算で対応して交付することが妥当と考えておりましたけれども、聞くところによりますと、起債の繰り上げ償還の関係で5,700万円、一括交付する条件となっております。これはやむを得ないというふうを考えております。

それから、2番目に、正規職員の採用の関係が出てまいりました。確かに正規職員で対応するのが行政としては大変望ましいと考えますけれども、これは類似団体との比較の絡みもございまして、職員を減らしていかなければならない。現在130名だそうでございますけれども、恐らく120名程度まで減らさなければならぬ状態であろうと考えておまして、毎年数名ずつの正職員を採用しておりますけれども、それ以上の退職の職員を出していかなければならないということで、非常に行政の方としても対応に苦慮していらっしゃるかと考えております。それから、非常勤の待遇改善でございますけれども、これは私も必要であると思っておりますので、善処はお願い

したいと考えております。

それから、公民館に主事を置けということでございます。これは兼務職員もいらっしゃいますので恐らく問題ないと思いますけれども、必要があれば当然人員要求を教育委員会の方はされると思います。

4番目には、地域振興協議会が地方自治法に抵触するという今、話ございましたが、第何条に抵触するのか伺いたと思います。当町の地域振興協議会は、地方自治法に規定されております地域自治区とは違った任意団体でございます。そのことをはっきり認識をしていただきたいと思っております。

それから、5番目には、集落支援員について国の要綱と相違があるということでございます。これも町が支援する地域振興協議会の職員が集落の集合体である地域振興協議会で働くということでございます。これは集落の支援につながるのではないかと私は考えております。だからこそ行政も特別交付税に申請していると考えております。ちなみに、特別交付税の申請の際には地域振興協議会の組織図なども添付していらっしゃるそうでございます。これに対して国、県から特段の改善をするようにということは今までにないということでございますので、申し述べておきます。

それから、農業政策。確かに町の今のこの予算は、大規模農家に対応するものがたくさんございます。もっとやる気のある農家に手の届く施策ということでございますが、私もこの案には大賛成でございます。この予算案の反対の理由にするのではなくて、一般質問でしっかりとやっていただきたいと思っております。

それから、同和対策予算でございます。部落差別はいまだに存在しております。インターネットを見たことはございますか。差別を受けて苦しんでいる方の実態を聞いたことがございますか。やはり同和対策事業できちんとやっていかなければならないと私は考えております。

ということで、私の賛成討論といたします。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 亀尾でございます。議案第26号、25年度一般会計予算、これに反対する立場で意見を申し上げます。

まず、私は、税金の使い方というものは原則は一体、基本は何かということのを改めてやっぱり考えていく必要があると思っております。それは町民の暮らし安定、そのためにどのように視点をするのか、どのような観点から予算立てをするのかということ、このことをやっぱり重点に置いていくこと、このことであろうと思っております。私は、その中で今回の予算案を見ますと、視点から外れ

ている部分も言わざるを得ない、このように思うのであります。

先ほど賛成討論の中でもあって、また植田議員も反対討論の中で申し上げましたが、まず一番はゆうらくに対する、いわゆる交付金ですね、5,700万上がっております。私は、町の財産であるのをどうして交付金として上げて、伯耆の国でやるのかということなんです。町の財産である限りは、町が責任を持って主体工事をやるべきではありませんか。どうしてそのようなことを交付金でやられるのか、このことを指摘するものであります。私は、このようなことをやられる限りは、やはり無償譲渡を先にやり、このことからやっている。このことが一つの一番の基本でこのような予算を立てられた、このように思うわけであります。

それから、2つ目なんですけども、公民館、職員を配置すること。これ、一般質問で私、取り上げました。あの中で、西伯分館、指定管理を受けておられる方に話を聞いたんですけども、実際、やはり町の正職員を配置してもらって、そして生涯教育についてはきちんと行政の立場から責任ある支援方策ということをやっていたらいいと、私ども、常に申し上げております。しかし、町の方はなかなか言うことを聞いてくれない、このことを率直に言われました。私は、小さい子供から、生涯を終える方、この方たちをきちんと生涯教育の立場から支援していく、このような責任ある職員を配置すること、このことに欠けていること、このことも指摘せざるを得ません。

それから、地域支援員ですね、集落支援員、これですね、このことが15名のための予算が上がっております。総務省が出した資料を委員会の中でいただいたんですけども、この中にはこういうことが書いてありますね。集落支援員は、市町村職員と協力して住民とともに集落点検を実施、このように書いてあります。その中のどういうことをやるのか、これは聞きますと、こういうことでもありますね。集落支援員が集落への目配りとして集落の現状把握、集落点検の実施、住民と市町村の間で話し合いの促進等を実施する、このようになっているんです。そこで私、思うんですけども、集落の現状把握、いわゆるプライバシーのことにも踏み込む点もあると思うんです。そういう中であれば、やはり職員と一緒に帯同していくということ、このことをやらなければ、いわゆる地域振興協議会の中で採用した職員でやらせるということは非常に大きな問題がある、このことを指摘せざるを得ません。

それから、いわゆる非常勤職員のことなんです。委員会の中でどういう状況か聞いたんですけども、特に保育士を伯耆の国が2カ所、指定管理を受けてます。その中で採用されている職員の待遇はどれだけか聞きますと、平均で320万円ということなんです。それで、そうでないところはどうかというと700万、これは社会保険料なんかも含まれてなんですけども、それが

700万を超えるというような状況だったんです。私は、目に見えてはあらわれないかもしれませんが、いわゆるやる気の問題から言えば、このようなことをやってはならないと思います。まさに差別ではありませんか。私は、このようなことをやるべきではないということ、このことも指摘せざるを得ません。

また、ほかには農業支援ですね、これについては施策がありますが、ハードルが非常に高いために、いわゆる大規模な農業、そういうこと、あるいは大きな団体、それ以外の方、なかなか該当ができない。日本は、家族型農業、ここまでずっと維持しておいて、そして退職されてから農業に打ち込みたい人、この人たちにも支援が受けられるような、このようなことをやるべき。このことは町はもちろんですが、国の方にも積極的に申し上げてやる、このことをぜひ進める必要がある、このこと。

以上、まだほかにも点があるんですが、主にこのようなことを指摘して、私はこの予算案に反対するものであります。

○議長（青砥日出夫君） 1番、白川立真君。

○議員（1番 白川 立真君） 1番、白川です。この25年度予算案について、賛成の立場で発言をしたいと思います。総括的に発言をしたいと思います。

まず、この町を、南部町を人間に例えてみたいと思います。体調は、この町の今の体の状態はどうなんだということを大変心配をしております。私は、今、未病という言葉がありますけども、まだ大きな病には至ってないけども、このままほっとくと大きな病に至るかもしれん状態にこの町はあるんじゃないかと思ってます。そのときにドクターはどうするんだろう、これは管理者様の方がよく知っておられるかもしれませんが、やはり行政と議会、そして町民が一緒になって治療をしていかないけんと思っております。

この治療の方法ですけども、まず西洋医学的に西洋治療というのが一つあります。これはやはり弱っているところに補助を出したり、そして厳しいですけども、人員削減をしなければいけないということもあろうかと思えます。

もう一つは、東洋医学といいますか、東洋医療、これはみずからのこの町を支えている人、そして物的なものすべての免疫力をゆっくり、ゆっくり上げていく、少しずつだけ上げていきながら病気にならない体をつくっていく、こういった2つの方法で将来に向かっていってもらわんとけんと思っております。

この25年度の予算編成、総括的にしゃべりますけども、将来、我が町が向かっていく方向、そして近未来のこの町の姿というのを想像されて、それを先回りをして先手を打っていく予算編

成となっていると思っております、そして期待もしております。

以上、賛成の立場で発言をいたします。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の25年度の一般会計予算に反対をいたします。

今回の25年度の予算が住民生活を考えて先回りをした大変いい予算だという賛成討論もあったのですが、私は今回の予算の大きな問題の一つは、やはりゆうらくの施設譲渡を大前提にした予算だと言わなければならないと思っています。それもそれが本当に先回りをしたいい予算なのかどうかということは後世にわたって住民が判断することになると思うのですが、一つにはゆうらくの無償譲渡を大前提にした5,700万円の交付金を上げてきたこと、このことにあると思います。

これは私たちも3月5日に説明を聞いて驚いたのですが、以前の25年度中に譲渡したいと言っていたのが25年度の早期に譲渡したい、それで当初の説明では、この交付金は譲渡後に出す交付金だという説明で驚いたわけです。3月議会の一番最初の全協で、自分たちの提案してくる予算はもうゆうらくの無償譲渡を大前提にして予算組んできましたよということを出されてきたと、そういうふうに私たちは理解せざるを得なかったわけです。

お話を聞きますと、1枚物の説明資料が上がってきたのですが、2月に補正で5,000万近くのお金を出しましたが、工事をしましたら1,000万近く入札結果が下がってきましたよ、町の工事ですからこういう報告もあったわけですね。ここでわかるように、工事費ということについていえば、公のお金が動く限りは入札をして、金額を明らかにして、5,000万以上であれば議会の議決を得なければ工事にかかれず、契約ができない、こういうふうに公のお金を使うときにはルールがあるわけです。ところが、もしこの交付金の5,700万円を町の施設を直すということを出してしまった場合には、2月補正でも明らかなように五千数百万円の予算でも1,000万近くの入札の相見積もり、入札した結果が差額が出てくる。このようなことも全部含んだ上での交付金を譲渡前に譲渡することを大前提として組んでくる。私は、このことはこれまで町の会計をなさってきた方々のすることだろうかと思ったりしたのも事実です。

私は、この件についていえば、無償譲渡を今から反対の意見も言うんですが、少なくともこの交付金を出してくるに当たっては、譲渡についてどのようにしようと思うのか計画等を出してくるのが当たり前のことであり、これをなし崩しと言わなくて何と言うのかと。もしかしたら、このようなことを先取りしたい予算だと言っているのかもしれませんが、それには余りにも地方の財政や会計を無視したやり方ではないでしょうか。そこまでして急ぐ必要があるのでしょうか。

今回の5,700万の問題は、何回言っても大前提に無償譲渡があって、このお金を出してきたと言っています。私は、25年度に向けての重要な問題なので一般質問等でもさせていただきましたが、町が説明してくるこの無償譲渡についてのメリットの問題。上と下が一緒の方がいいという意見、それから町が立てかえたら補助金が来なくなってくる、このようにも言っていました。今が一番いい時期だから渡してあげるのだ。何回もおっしゃいますが、指定管理等に出しているのは町の財政効率を考えても一つがあると思います。多くの住民は、どうして今、赤字でもないゆうらくを民間に渡さなくてはいけないのか。町の財政を考えるのであれば、赤字で町が負担している施設こそ手放すのが町の財政を一番に考えることではないかという指摘を行政側はどのように受け取るでしょうか。どう考えても上と下が一緒の方がいいというような論議をした形跡も情報公開でもありませんでした。今後、立てかえるときには町のお金が出て補助金が来ないと言いますが、一般交付税措置されてくるのも御存じないのでしょうか。

と同時に、一番考えなくてはならないのは、今回のゆうらくの問題でいえば、総額22億かかったお金をどう考えても5億4,100万ですね、この起債を返したのみで民間に渡そうとしている問題、ここにあるのではないのでしょうか。

考えてみれば、町は建てかえることを考えたら渡す方がいいと言うのですが、今回、平成14年でしたっけ、建てかえて、このお金が、今、町の財政にどのように負担になってきていますか。普通考えれば、介護保険制度が導入されて、いわゆる市場原理にのっとってもうかると言われているゆうらくが剰余金上げてきている。これを寄附として起債の返還に充てていくことを続けている限りは、町は負担は生じないではありませんか。

また、今回も一つに町の税金は使っていないから何にも迷惑はかけていないとおっしゃいますが、県が多額に補助金を出してきた9億6,500万の根拠は、県と町が経営してきたからこそ出たお金ではなかったでしょうか。まして、2億5,900万に近いお金は一般財源が県からの補助金とおっしゃいますが、議会の最終日に出てきた資料見てもわかるように、この中には退職手当金等人件費も含まれているのです。このお金を置いておけば、まさしく福祉施設やほかのことにもお金使えたのではないのでしょうか。そういうことを考えれば、私は町が今手放さなければならぬ理由というのは、財政的にも何ら明らかになっていないと考えざるを得ません。そういうことを考えるならば、どう考えても今回の予算の中に出てきておりますこの5,700万の無償譲渡ありきの交付金のあり方は、異常だと言わなければならないと考えています。

加えて言うならば、町が行政処分として指定管理を行わせている伯耆の国、法人としてのあり方の問題も県の指導監査の実施状況の中から明らかになってきています。このことについて、議

会が指定管理者である法人の適格性を指摘するのをもっともではないでしょうか。その中では、法人の公金に対する私的流用の問題で、理事長と特定の理事が指定されて書かれています。また、理事会での重要な論議が評議員会にもかかっていないと、このような指摘もなされています。多くの町民は、先日の江府町の福祉法人の理事長に多額の不正な報酬の問題で、町の法人がどうなるのかも心配しているところです。私は、少なくともこのような明らかになっている実施状況について、指導監査の回答を住民に明らかにさせることを指定管理者である町が求めること、そのようなことなしに、今回のなし崩し的な5,700万の交付金は絶対に認められないという立場での反対です。

さらに、いろいろ反対の声に対しての賛成討論がありました。一つに、地域振興区設置条例がどのように地方自治法に反するのか、第何条かという意見が出ていました。私たちは、地域振興区設置条例は憲法と地方自治法に反すると考えています。地域振興区の設置条例について言えば……（サイレン吹鳴）

○議長（青砥日出夫君） ちょっと待ってください。真壁議員、時間はフリーですけども10分になりますので、そろそろまとめてください。

○議員（13番 真壁 容子君） きょうは、一日本会議だそうです。地域振興区の設置条例は、これは今まで議会でも平行線をたどってきているところですが、私たちは設置条例ができる段階から、行政が、町が条例を制定する組織は行政組織ではないかということを言っています。町が条例で住民組織を位置づけて、それをそこに住む住民を統括させていく、このようなことは憲法や地方自治法の立場から考えても起こり得ることではない。もし、解釈として考えるならば、地域振興区設置条例でなされる地域振興区、そこを統括する地域振興協議会、このように書かれていることの是正が求められてくると思うのです。今後、NPO法人等の声もありましたが、少なくとも地域振興区を設置する際には、賛成する方々の多くは、これは地方自治法に求められる地域振興区ではないというふうに言うております、地域自治区でないと言っています。なぜ地方自治法で地域自治区を決めなければ地域自治区ができなかったのか、そこをお考えいただきたいと思うのです。

○議長（青砥日出夫君） 一般質問ではありませんので、まとめてください。

○議員（13番 真壁 容子君） 済みません。地方自治体の中に行政が設置をする住民組織というのがほかにあるでしょうか。私は、あらゆる市町村を探してもそのように制定されることはないというふうに認識しております。そういうことを考えるならば、そこから来る問題点も多くあるのだと私たちは考えているところです。そこで、先ほどあった今回の地域支援についても、私

たちは勉強不足ですが、初めて15名の職員が全員特別交付税の金で給与等が出ているということを知りました。総額3,000、1,000万に上る金額ですね。これを勉強させていただいたのは、集落支援員というのは、先ほど言ったように地域のことや集落のことをよく知っている方々になって、市町村の職員と一緒に動くと書いてあります。それこそお聞きしたいのですが、今いる集落の地域振興区にいらっしゃる職員は集落支援員ということを……。

○議長（青砥日出夫君） 一般質問じゃないです。聞いても出ませんよ、答えは。

○議員（13番 真壁 容子君） 多くの住民に知られているのでしょうか。そういうことを考えれば、私は今回の集落支援員のあり方もかえってやっている方々について、自分の特別交付税で組織されている支援員としての仕事は何かということを感じて住民にも言っているかというところでは、甚だ疑問だというふうに考えざるを得ません。そういうことから、それから、もう一つありました。申しわけございません。

同和問題ですが、さまざまな、まだまだ部落差別があるというふうにおっしゃいました。私たちは、なるほど部落差別の問題もまだまだ、まだまだというか、あるかもしれません。と同時に、ほかの問題もたくさん、ほかの差別もあると思うんです。今、私たちがこの議会で、行政側として予算で言っておりますのは、格差を是正するために取り組んできた同和对策事業が今の時点で必要なかどうか、こういう観点から意見を言っているわけで、決して差別がないからやめるとか、あるからどうのというような問題ではないということを指摘して反対討論といたします。

○議長（青砥日出夫君） 8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 長い反対討論でございましたが、今回、25年度当初予算については、賛成の方から討論いたします。

今回の予算、総額67億の当初予算、補正を入れて15カ月ぐらいの予算だったと思いますが、最初の賛成討論もありました米澤議員、また夢を語られました白川議員の言葉もありますように、町民に直結した今回の予算でありました。

特に私は民生の方でございますが、中にありました我が町支え愛活動支援事業とか、子宮頸がんも続行されておられます。また、水道統合事業等も大事な予算になっておりますし、それから各いろんな町道についても直すような予算もついております。大変にめり張りのついた予算配分になっておりまして、これについての白川議員の言葉をかりますと、ほんに夢のあるような予算になっているように私は思っております。

るる反対の中に言われましたゆうらくの無償譲渡の件がえらいなっておりますが、今回の予算5,700万の空調の設備の修理の関係ですね、これを交付金として出すということですが、この説

明については米澤議員の方からきちっと、自分はそのように最初思っておったけど、おかしいと思っておったけど、一括償還する場合には、これはいたし方ないというようにもはっきり行政からも聞いておりますし、そのようだと思っております。

また、無償譲渡ありきということを何回も何回も言っておられますが、これについては去年の3月議会だったと思います、土地の売却のときにその話が出てまして、土地と建物は一緒の方がいいと、これは国からの指摘だったと思います。そこからの出た話でありまして、無償譲渡ありきということではございません。

また、るるお金のことも言われましたが、企業債を込めました5億4,160万だけ返せばいいじゃないかというようなこと、それはおかしいと言われましたが、確かにこのゆうらくを建てるために国、県、起債を起こして、また町費も入っておりますが、県からの補助金等が、中で、起債償還を今までゆうらくから年間3,000万でしたか、返していただきまして、総額5億4,160万を返さないけん。そういう代物ですが、これはこの間、いつでしたか、何月でしたか、去年の3月ですか、ゆうらく、土地も含めて一括して返していただきまして、総額でゆうらくから6億5,710万9,835円、これは今まで返してもらったのと土地代も何も含めてなんです、それらを含めると企業債の償還が、利息も含めて全部で6億23万9,364円でありまして、五、六百万余計ゆうらくからもらっているんですね、これは利息を含めた分ですよ。ということで、もともとゆうらく、まだ借金があるのに無償譲渡というか、返すというのは、ちょっと町民の感情としておかしいですけど、町の借金を一応全部返していただいております。それで、2月臨時議会で5,000万の中の修理、今回の5,700万の空調の整備、これは本当はゆうらくの立場から言いますと半分は自分とこで見るというやつです。今、町の建物ですよ。その修理費等も含めて全部半分は自分とこのゆうらくが見ると、半分は町で払ってねというのがたしかその立場だったと思います。本来なら全部出さないけんのを、町の建物ですので、それを自分とこが半分見ましょうと。これはいろいろ共産党議員団が、町長が理事長であったり、理事であったり、批判されましたけど、これは町長が理事長だったり、理事であったから、こういう交渉事が成ったんじゃないかと思っております。

もう一つ、これ譲渡した場合、普通の特別会計では、公営企業の特別会計では、病院にもしかり、水道会計でもしかりですが、建物には減価償却がありまして減価償却費をずっとためておられますね、病院でもどっこも。それを修理費等に充ててますが、ゆうらく開業して10年で、一たん無償譲渡してもらおう、これをお返しして起債を全部返して、もらうんだけど、もらったゆうらくはそのときに、もし自分とこの持ち物になったら、今までの減価償却費は一切ないんですよ。

町もこれをずっと持っておいたら、特別会計じゃありませんのでこの減価償却費というのはためてません。これから特別会計でない限りためるわけにならんし、だから町長答弁では22億、または建てかえるときのお金がないということなんです。これを今、ゆうらくに返せば、ゆうらくの方も大変なんです、実は。これをもし町が持っておいたらまだ大変だということで、町の財政を考えてゆうらくが自分とここで何とかしようというのが今回の案件だと思います。

この間、亀尾議員も言っておられました。中央公民館の方が大事じゃないか、私もそう思います。中央公民館、雨漏りしておりますよ。私たちの町にある5つの保育園も大変ですよ。継ぎはぎ、継ぎはぎ、雨漏りなんかして、直してるんじゃないです、きちっと直せんじゃないですか、予算上の問題で。そういう状態になりかねないということで、今回のゆうらくの譲渡の話があるんです。将来、今の建物を、まだ10年ですが、耐用年数を考えればあと10年、20年かかろうと思います。皆さん方も御存じのように、和風旅館のようなゆうらく、壊れたら大変だなとみんな思っております。それを町が持つよりもゆうらくで、自分ところで介護保険の利益の中で上げた余剰金で徐々に直していってもらった方がいいと。余剰金といいますけども、調べたら3億の余剰金がありましたけども、4億のまだ借金があるんです、あそこは。そのような状態でも町のことを考えて、自分ところが面倒見るといのが今の関係なんです。ちょっと蛇足でここまでのことは、5,700万の件であります、そのような内容だと私は思っています。

そういうことで、今回の無償譲渡ありきということはないと、去年の3月から土地と建物は一体であると。今回5,700万交付金されますが、最初に議会で議決しなければだめじゃないですか。それから、ゆうらくの理事会開いていただいてオーケーいただきます。それをもって国に持っていくんです。国がオーケーして初めて交付金が出る、そういうような仕組みなんです。最初からありきじゃないんです、これは。そのような流れというものがあります。そういう感じだと思います。

また、真壁議員が言っておりました県の関係で、人件費とか云々、県の補助金の2億5,900万の件ですね。これは最初から、13年、14年の議会のときから問題になっておりました。そのときの、もちろん真壁議員も知っておられたと思います。県からの交付金の要綱みたいなものです。あれは……（「知ってるよ、知ってるよ」と呼ぶ者あり）ね、この交付目的というのは特別養護老人ホームの有楽苑、県から町に移管に伴い、貴町に対して施設運営の支援を行うことにより、同施設を貴町における保健・医療・福祉の連携の拠点とすることを目的としますと。そういうことで、補助金は一つの目的に達するためにゆうらくの運営事業に要する経費として渡しますという要綱がこれ一つ。これももちろん真壁議員も知っておられて、これについて異議があ

って13年、14年の議会からこのことを言っておられました。そのときに、14年の資料がたまたまありまして見ましたら、そのときの課長は亡くられました桑名さんでございましたが、この補助金の性格は、県の方と確認しましたら、施設運営の支援ということございまして、運営改善をその目的とすることだということございまして、したがって改築につきましても運営改善の一環でございまして、この補助金を改築に充てたとしても補助目的に沿ったものと考えておりますと、これ県の指導を受けて答えております。それから、この補助金も全部これ工事費に入っても問題ないという感じであります。これについて真壁議員はその当時からおかしい、おかしいと言っておられたのがそうなんです。それは過去調べましたらそういうことであります。

また、振興区の件は、地方自治法に載ってない、違反だ、憲法違反だ、これ前からこの議論しておりますが、地方自治法にのっとった町の条例でつくった我が地域振興区ということを経過からそのように聞いておりまして、一つも問題ないということをお申し述べまして賛成討論いたします。

○議長（青砥日出夫君） 7番、杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 7番、杉谷でございます。私は、この議案第26号、平成25年度南部町一般会計予算案について、賛成の立場で討論いたします。

先ほどから主にゆうらく建設についての過去から現在にわたり、さまざまに御意見がありました。何か本来からそれているような気もする点もありましたけれども、そもそもこの件につきましては南部箕蚊屋広域連合の方、日吉津にはチューリップホーム、それと、伯耆町にはグループホームなごみという認知症のホームがございます。どちらも18床ずつあります。我が町にはありません。我が町の高齢化に対する福祉施策としては町長も非常に心を痛めておられます。そのような中で、南部町にも認知症のグループホームというところで、手を挙げてもらったのが伯耆の国というようなことと聞き及んでおります。そして、それが今完成しております。その中に、18床の中に入っていらっしゃる方、1人伯耆町の方で、あとは南部町の方と聞き及んでおります。このように、実際に住民の方のために役に立って安心してお任せできる場所にそういう場所ができたということは、本当に私はありがたいことだと思っております。そして、いろいろ議論がありますが、一貫して聞いておりますのに私は少しも不自然さを覚えません。そういうことで、この伯耆の国の議論の中については、私は賛成といたす立場でございます。

それと、初めに米澤議員の方から町政全般について述べていただきました。本当にそのとおりだと思っております。そこで、私も教育関係の方をずっとやっておりますので、重なるところを省きましても子供たちの学校の、学校が暑いということをいつでしたか、南部中学校につい

て私、質問したことがございます。その引き続きといたしまして、学校についても去年に引き続いて今年度も防暑対策として遮熱ブラインド、天井扇が予算化され、また来年度も引き続いてありますので、26年度で完了することにより快適な学習環境が整備されるということになり、私といたしましては非常に評価しております。

そして、子供たちの成長上、欠かすことのできない夢に向かって自立する夢・知・徳・体・家庭の視点による新規事業の取り組み内容も評価しております。

そして、また長らく待ち望んでおりました総合型地域スポーツクラブ、スポnetなんぶの設立によってより多くの住民の方々の参加が望めることにより、継続的な体力維持が期待できるとともに、学校のクラブ活動協力への潜在的な希望も生まれてくることに対しても、これも評価しております。また、このことにより皆様が健康維持ができるということは、健康で長生きができるということの医療費の方に対しても関係してくることだと思っています。

そして、希少種の保護保全事業についてでございます。ちょっと予算の説明のときに一言申し上げなければならぬ点もございましたが、この事業の趣旨については今後ますます発展的に取り組んでいただきたいものと思います。南部町における動植物の詳細なデータは、今日まで情報としては整理ができていない分野でございます。これらの情報が重要である点は今さら申し上げることではございませんが、我が南部町がどんなに豊かな自然の環境であるかというバロメーターになるという点でございます。一例を申し上げます。鳥類、鳥の類のことですが、我が町で見ることのできる鳥は132種、それと外来種の3種があると仄聞しております。そのうちに鳥取県においての絶滅危惧種は37種もあります。これが我が町では生存し、私たちが目にすることができるものということです。もう一つ申し上げます。この鳥取県においての絶滅危惧種37種のうち11種が環境省の絶滅危惧種に掲載されております。この中にはもちろん我が南部町の鳥ブッポウソウも入っております。我が町の鳥ブッポウソウは、町制5周年記念事業の一つとして取り組まれました。その当時には、全国でも1,000羽ぐらいしか確認されておられません。里山の豊かさを証明する幸せの青い鳥ブッポウソウです。現在、うれしいことに法勝寺振興区でも巣箱づくりなどに取り組みされており、繁殖が期待されます。そうなれば、もっと身近に目撃できるのではないかと思います。以上、るる述べましたが、これは鳥の仲間に限ってのことです。他の分野についても急がれるのではないのでしょうか。近年、ボランティアさんたちの活動により、南部町の自然への関心が高まってきています。これらの希少種の保護保全事業の充実により、里山環境を観光資源の一つとして活用ができることも考えられます。このように広がりを含んだ、今後にとってとても重要な事業だと思います。

民生費の高齢者福祉の中に新規事業である地域生活支援システムモデル事業は、要介護状態になった独居高齢者にとってどこに住むかは非常に大きな問題です。このコミュニティーホームモデル事業は、自宅で暮らしにくくなった高齢者をこれまでと同じ環境の中で暮らしていただけるよう、地域で支援していく全国初の取り組みです。この事業は東西町地域振興協議会が受けて、研究しながら開所に向け取り組まれ準備されています。昨年の12月13日には、県の福祉保健部長寿社会課長の日野氏による地元への説明講演会が開かれました。そのときの話に、発案者の御自分が思っていた以上の予算を平井知事よりつけていただき、期待をされているとの逸話がありました。そのときの最後のまとめとして、人間はいずれは高齢者になる。そのときにどのような地域でどのような暮らしを送りたいか、本人目線でしっかり考え、そのような地域をつくるためには今から自分たちが行動しなければならない。公的サービス、行政の支援だけでは住みよい地域はつくれない。自分の暮らしたい地域づくりをするためにみずから考え、動き、行政を活用することが重要です。大事なことは、地域づくりを楽しむことと話されました。東西町振興協議会としても類似先進地視察など重ねられ、先日も大分県中津市に勉強に出かけておられます。皆で応援し、第2、第3のコミュニティーホームが誕生することを願います。私たちの将来不安なこと、いろいろなところで、いろいろゆうらくの認知症のグループホーム、そういうことも一つのことです。そして、地域で今取り組んでいることも一つです。まだほかに手だてがあるかもしれません。先ほど白川議員もおっしゃいました。本当に必要なところに手を差し伸べ、あるところからちょっと遠慮していただき、ないところに回したり、それというのは行政の施策の一つだと思っております。

以上のことを申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第26号、平成25年度南部町一般会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これで午前中は終了いたします。休憩します。再開は、午後1時より再開いたします。

午前11時56分休憩

午後 1時00分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

日程第 2 4 議案第 2 7 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 2 4、議案第 2 7 号、平成 2 5 年度南部町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

1 1 番、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第 2 7 号、平成 2 5 年度南部町国民健康保険事業特別会計予算。

これは歳入歳出予算の総額は、それぞれ 1 4 億 9 7 2 万 8, 0 0 0 円と定めるものであります。事業の内容については、省略させていただきます。

委員会で審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しています。

委員会の意見であります。5 月に 2 4 年度の税金が確定してから具体的に説明がありましたが、明らかに保険料が上がる予算となっています。住民が耐えられないぐらいの保険料と認識している。基金を崩し、一般会計から補てんすべきと考えて反対いたします。

賛成の意見。基金は 3, 0 0 0 万円ぐらいしかない。当初予算では保険料は上がっているが、5 月の決定時に基金が投入され値上げがされないよう期待しています。保険には健康保険、共済、国保とある。一部だけに一般会計から繰り入れることは町民の理解が得られないという意見がございました。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5 番、植田均君。

○議員（5 番 植田 均君） 議案第 2 7 号、平成 2 5 年度南部町国民健康保険事業特別会計予算について、反対の立場から討論いたします。

先ほどの委員長報告にもありましたが、5 月の国保運営協議会で答申が出され、その後、執行部から提案されるものと本予算確定したものが提案されるのが通年でございますが、特別会計に残されている基金が 3, 0 0 0 万円という状況は、これをもってしても国保会計の税金への、国保税への値上げが起り得る状況ではないかと推測されます。その時点で、私は一般財源の投入も考えなければならないという立場であります。

それで、住民からその国保会計への一般会計からの繰り入れは理解が得られないという意見がございますが、国保加入者はいろんな保険を経まして高齢に達しますと順次国保に移行していく保険でもあります。ですから、そのことをもって住民の理解が得られないということは、私はないと思っております。

現に、近隣では日吉津村などでも一般会計からの繰り入れを行っていると聞いておりまして、ぜひそういうことを行うことを求めて5月の本算定を御考慮いただきたいという立場で、この予算に対しては反対をいたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） 今、反対討論の方が、5月の本算定のときに正式な税率が決定されますけれども、その本算定のときにも、今、国保会計の基金が3,000万しかないということですので、税率が上がるだろうということをおっしゃいました。私もそのようには感じております。ただ、その補てんのために一般会計から繰り入れをしてほしいということでございます。日吉津がやっているということでございますけれども、委員長が申しましたように保険には健康保険、それから共済組合、それから国民健康保険、いろいろな保険がございます。町民の皆さんもそれぞれの保険に加入しておられます。町民全員が国民健康保険だったら別段問題はないんですけども、それぞれの保険に加入されておる。

それから、反対討論された方が年をとったら国民保険に加入なんて言うておられますけれども、自営業者、それから農業をされる方、皆さん若いときから国保ですので、ちょっとおっしゃることがわからないということがございます。そういういろんな方がいらっしゃる中で、いわゆる町民の税金である一般会計から国保に補てんをするということは、やはり町民の理解は得られないと私は感じております。ただ、南部町も一般会計からは繰り入れをしております。ただし、それは税率を抑えるための補てんではありません。それから、日吉津も一般会計から繰り入れをしているということでございますが、それが果たして税率を抑えるための繰り入れなのかどうかわかりません。

ということで、今回の当初予算は5月の本算定の前の予算でございますので、私はそれをもってとりあえずこの予算でいくということでございますので、賛成討論といたします。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほど賛成討論の中で、もし国保会計が基金もなくなった場合に、一般会計からの補てんということはおかしいのではないかという意見がありました。私は、国保

会計がもし赤字になった場合は、一般会計等からも補てんをして支えていくべきだという意見であるし、当然、市町村の責任としてそうなされなければならないというふうに考えるものです。何よりも国保料、または国保税、国保会計というのは、本来は国民健康保険というのは市町村が主体となって取り組んでいく、これは国が決めていることですし、国からも補助金等が来ている。今、一番の問題は、国からの、いわゆる来のお金が少なくなっているところが一番の大きな原因だというふうに言われているわけです。恐らく首長さんたちはどの機関を通じても国保会計への国保負担をもとに戻すことを声を上げてられると思うんです。ただし、少なくとも国保についての責任は市町村にあるということです。仮に、このことが一般会計が国保会計に補てんするのが認められていないという立場をとるとすれば、例を出せば、住宅新築資金の赤字補てんに一般会計を持つことこそ議会が認められないという立場に立たなければおかしいのではないかというふうに思うわけです。

そういうことを考えれば、国保会計を考えたときには何よりも住民負担の軽減というところで一致するのであれば、国民健康保険税への一般会計からの支出もやむを得ないという立場に立っていただきたいという立場から反対討論いたします。

○議長（青砥日出夫君） 8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） この国保会計でございますが、今、真壁議員の言われた、また米澤議員が言われた、本当にそのとおりで、今度の5月の運協の結果でございます。見なければわかりませんが、国保の被保険者が二千二、三百人だったと思います。南部町の人口が1万1,000人ぐらいかな、ほとんどの方が米澤議員が言われましたように協会けんぽ、それと共済組合、組合管掌の方だと思います。あとの残された二千二、三百人の方が国保に入っておられます。その国保の特別会計が赤字になったので、一般会計から入れてもいいかないかと、僕もそうしてもらいたいんですけども、その1万人ぐらいの方が同意されるかどうか。もっとほかの意見が、もっとほかのいい方法がないのか、もっと勉強もしてみたいと思いますが。この間、国保新聞でしたか、載っておりましたが、全国知事会か何かのときに国保に2,000万か何ぼだ国の財源を充てるような記事が載っておりました。今まで国の負担がちょっと少なかった、それを戻せというような感じで、どうも今回の予算に上がるんじゃないかというような、それを期待しながら、それを見ながら、国保の運協やちの情勢を見ながら今後を考えてみたいと思いますが、今時点では米澤議員が言われたとおりでございます、この会計については賛成いたします。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾です。議案第27号、25年度の国民健康保険事業

特別会計、私は反対するものであります。

先ほど、いわゆる一般会計からの繰り入れ、このようなことはなかなか理解が難しいだろうということだったんです。確かにそう思われる方もあるかもしれませんが、しかし、ほかの保険事業ですね、けんぽだとか、あるいは共済、これはその月々に入る収入によって保険料を引かれるという状況なんです。ところが、国保は前年度の所得、そしてその上に固定資産税、これはなかなかあれですよ、借地に出しているか、借家に出しておいたら入るんですけども、これは利益を生むような、一般的にほとんどの方が利益を得るような状況ではありません。そういう中でも勘案されるわけですね。それでも皆さんが楽々払えるんならいいんですけども、払いたいけども払えないというような状況の人がいるような状況なんです。以前、どの分だったかな、今回のあります議案の中で、賛成討論の中であつたですね、自助、共助、公助。私は、やはり公助の面も十分考慮して、そういうこの事業会計が大変な状況のときは一般会計をつぎ込んででもこれをやっぱり維持していく、住民負担を減らしていく、このことをやるべきだということを主張して討論いたします。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第27号、平成25年度南部町国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第28号

○議長（青砥日出夫君） 日程第25、議案第28号、平成25年度南部町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

11番、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 議案第28号、平成25年度南部町後期高齢者医療特別会計予算。

これは歳入歳出総額にそれぞれ1億2,870万円と定めるものであります。

事業の内容については、省略させていただきます。

委員会での審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しております。

委員会で出ました賛成、反対の意見であります。反対の意見。前政権は廃止との方針だったが、期待倒れだった。75歳以上を切り離すことは問題がある。対象者がふえれば医療費が増すのは当然であり、みんなで負担することは当然と考える。前の保険制度に一日も早く戻すべきであり、反対する。

賛成の意見として、医療費の伸びは大きく、若い人たちの保険、国保、政府管掌などで守っている。後期高齢者は1割負担に抑えている。現状を理解すべきだと考え、賛成する。以上であります。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 亀尾です。議案28号、25年度後期高齢者医療保険会計、これに反対するものであります。

反対理由は、先ほど委員長が委員会の中での報告されたとおりでございます。つけ加えますと、一応私が言いますが、民主党政権、これはこの制度を廃止するという方向で来たんですけども、ところが自民党、公明党、このような方を中心に反対が強く、実現ができず今日に至っております。ほかの保険制度と切り離して自己責任にする、このことで高齢者の負担がふえるということでもあります。つまり、この結果、高齢化がどんどんふえていくということは対象者がふえます。しかも、現役時代と違って年を重ねるごとに体力の衰え、そして病気の発生も起こります。そういう中で医療費がどんどん上がっていくということです。その医療費を賄うのはやはり自己責任で、先ほど申し上げましたが、そのグループの中でやっていく。一応国保だとか、あるいはいわゆる2号保険者、40歳以上ですか、この人たちの保険料の中からも入りますが、しかし、それでも追いつけないような状況で負担がふえていくという状況が生まれております。だから、私はどうするのか、それは以前の制度に戻すこと、このことを求めるものであります。そのような理由から反対するものであります。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 28号について賛成討論いたしますが、後期高齢の関係ですが、これは民主党政権のときにこれを廃止するということがマニフェストみたいにならわれてやられ

ましたが、衆議院も参議院も民主党が最大議席を持っておってもこれがようしなかった。その理由は何だったかということをお考えすると、この間の知事会では後期高齢の医療保険がどうも認知されており、定着しておるといふような記事が載っておりました。けども、今の鳥取県の現状を見ますと、毎月3億円近くの医療費が伸びております。これから団塊世代の私たちがどんどんそちらに参りますともっと伸びると思ひますが、今の後期高齢のこの運営も基金が底をつき出しました。今、いろいろな調整基金とか基金を崩して何とかやっていますが、今度の来年、再来年の改正のときが問題でございますが、確かにいろいろありますが、本当に今考えどきじゃないかというように思っておりますが、今のどうもみんなの意見としては今の制度が大分定着しているということで進んでおるといふでございます。この財源についても75歳以上の高齢者はもとより、若者からもこの後期高齢医療を支えるために多大な支援が今入っております。

そういうことで、最終的には8月までの結論が出ます国民会議において、これも決定されるようになっております。あと数カ月ですが、この国民会議の結論を得て再度皆さん方と協議、勉強した方がよろしいかと思ひますので、今回はこの議案については賛成いたします。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第28号、平成25年度南部町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。
委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第29号

○議長（青砥日出夫君） 日程第26、議案第29号、平成25年度南部町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

11番、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第29号、平成25年度南部町介護サービス事業特別会計。

この事業の内容は、特別養護老人ホームゆうらく建てかえ事業にかかわる起債の元金償還金を支払う会計です。

委員会での審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しております。

反対の理由であります、ゆうらくからの寄附を起債償還分という予算、この会計の性格上、

譲渡問題に触れないといけない。やり方がなし崩し、本末転倒。起債を返したら町のお金を使っていないという論がどうか。国費も税金である。しっかりとした公の機関が監視する必要がある。広域連合予算、半分近くがゆうらくに。運営を町から外してよいわけがない。公私混同したやり方は大きな禍根を残す。無償譲渡に対する町のあり方を批判したいという反対の意見がございました。

賛成の意見として、譲渡の問題、このまま町で持つことがよいか悪いか、修理費を出したが、今後はそれ以上にかかる。維持管理費が町の財政を苦しめる。今のうちに自助努力でできるようにした方が町のためによい。全国的に社会福祉法人は、県の監査により厳しい指摘を受けている。県が厳しく指摘、自分たちが見てもわからない部分が多い、国、県が見ている。これからは社会福祉法人が自分たちの役割をやると期待しているという意見がございました。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 平成25年度の南部町介護サービス事業特別会計予算には反対いたします。

先ほど委員長が反対意見で述べられたように、委員会でもこの予算は何よりも今回のゆうらくの無償譲渡、このことの問題に触れないわけにはいかないという予算になっています。今回、一般会計の繰入金を廃目整理をする。昨年度から繰り越してきたお金で、いわゆる平成25年度はお金を起債返還分を返して、25年度末には2億7,062万という元金が残っていますよという予算が出てきています。これも一般会計からもお金も入れず繰り上げ償還ができるのであれば、このお金とプラス、基金にためているお金を払って借金を返したいと、それで無償譲渡の条件をつくりたいと、こういうふうな町の提案なんですよね。

まず1つには、ほかの議員からも声が上がっていましたが、当該年度末でまだ2億7,062万という元金が残っているという予算を組んでいる中で、平成25年度の一般会計予算には24年の9月1日に全額償還したというふうに見込んで、その分の繰り上げ償還の補償金の不用額の2,200万円というものをゆうらくに渡してしまうと、こういう予算を組んだ大前提で、一般会計に5,700万円のお金が上がってきているという問題もあると思います。私は、こういうことをなし崩し的な予算の組み立て方だと指摘しているわけです。その点が1つ。

もう一つには、今回の介護サービス事業に出てきている、そうしたらどうすればいいのかという点ですが、私は今回の廃款となる繰入金のところを、一般会計繰入金を廃目整理しないでこのまま置いておいて、ゆうらくから起債返還をした、仮にですよ、後もしっかりと施設使用料等でお金をいただいてその分を積み立てておけば、町の分として何ら維持管理のお金がかかって大変だということにならないのではないかとこのように考えるのが当然だと思っております。実際に平成14年以降、ゆうらくを南部町がこういうふうな指定管理をして、寄附金としてお金をもらっていて困ったことがあったでしょうか。土地を売らなければならないほど南部町のお金が困っていたということでもないと思っております。そういう点から見れば、町の財政的にゆうらくを手放した方がいいということは言える話ではないというふうに思うのですが、賛成される議員はどのようにお考えなんでしょうか。少なくとも今回の無償譲渡の背景に至っては、町がどれほど財政的なメリットがあるかということを実証できなければ、住民にも説明できることではないと思っております。

介護保険の市場というのは、御存じのように南部箕蚊屋広域連合では25億近いお金が介護保険の給付として出ています、支給されています。そのうちの半分近くの10億を超えるお金がゆうらくの事業としてお金が入ってきているわけです。この10億を超えるお金は、南部町の西伯病院の1年間の事業費の約半分を占めます。そういうふうなお金が動いている。介護保険でいえば9割が保険料ですから、公金がたくさん入っているわけです。

町長は、最初の日には、13年度に介護保険になってやってみたら幾らかお金がもうかった、こういうふうにいみじくも言っておられました。多くの国民が介護保険料を払うのが負担増で苦しんでいる一方で、残念ながら施設事業については町長がおっしゃるように、人件費を節減するなどすれば介護保険市場では、施設運営ではお金が残ることもあり得る、こういうことは江府町の例でも明らかになってきたことではないでしょうか。このように、住民の税金、多額の介護保険料という半分税金に等しいようなお金が動いている中で、公に等しい事業をしているところについていえば、しっかりと町が100%お金を出して町の職員がつくってきた県営、町営の歴史もあるゆうらくについていえば、私は公的な立場は存続させながら運営する方法を考えていく、このことが町民にとっても町にとっても、そして、そこで働く人や利用する人にとっても一番ふさわしいあり方ではないかと思っております。どう考えても町の立場から見ると、言っている次期の施設費用にかかるというのであれば、そのお金を利用料等でもらって積み立てていったらいいことだし、その時々的一般交付税措置等も考えられることです。今、どうしても思ってしまうのは、先に無償譲渡ありき。残念ながら住民から見れば介護市場で大きなお金が動いています。

そのお金が一理事会や、そこでの、決して福祉法人だから問題ないといいますが、今回、県からも指摘されているように住民は不安に思っているわけです。そういうことをすれば、私は、町の仕事はこれを公にして、もしするのであれば第三セクター等でして、理事長等が町から派遣するなどするような方法でこの公共性を担保していくことが、これまでゆうらくにかかわってきた人たちや利用されてきた町民の切実な願いだということを指摘して、この予算については廃目整理ではなく、今後にわたってもゆうらくを町の施設とし、そこから寄附なり使用料なりを取るべきだということを指摘して反対いたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 6番、景山でございます。賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

今、反対の意見でもありましたが、反対者の意見を聞いておまして、根本的に考え方が違うんだなど、やっぱりなかなか同じ考えになることはできないなというふうに非常に強く感じた部分がございます。公共サービスのあり方について、赤字が出るような施設は手放して黒字が出るような施設は持っておけばいいと、そういうお考えのように聞き取れました。

公の施策の目的として、このゆうらくの事業、伯耆の国の事業を考えていきますと、これはやはり老人福祉の提供、施設福祉の提供というものが一番の目的だったというふうに思います。そして、その目的は現在の運営をされていますゆうらくという施設のありようを見れば、一定程度の達成がもう既になされていると。そして、なおかつ自立をしてでもやっていける状態に今現在伯耆の国自体があるわけですので、これはもう町が手を引いてそちらの方で自立をして、さらにサービスの充実を目指して自主的な運営をしていただく方が、私はより好ましいのではないかなというふうに考えます。

反対にそうではなくて、例えば担う組織や団体、人がいない。または、民間として赤字が出てサービスが継続できない。でも、町民の皆様からは求められているような施設だとかサービス、こういったものについてはというか、そういうものこそ町が担っていくべきものだというふうに感じます。当初の設立の時点では、その器だとか担う組織がなかったということもあって町としてはそういうものに支援といいますか、力を注いできたわけですが、もう既にその時期ではないだろうなというふうに感じます。

よって、この廃目の整理については何も問題がない、賛成であるというふうに発言をさせていただきます。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 私は、この議案に対して、反対の立場から討論いたします。

先ほどの賛成者の意見は、既にこの指定管理を受けている伯耆の国が老人福祉を担う主体として自立しているという状態だというふうにおっしゃいましたけれども、私は、今回の県の監査の報告を見て、全く寝耳に水でした。詳しくは申し上げませんが、土地の売買の問題に関しても伯耆の国の意思統一といいますか、そういうことが十分にされていないというような指摘もあります。そして、お金の使い方についても、会計上の処理の問題としてびっくりするような内容が公表されております。いろんな会計簿で、当初にマイナスから出発するような会計のあり方はあり得ないという指摘などがあります。そういうきちんとしたお金の流れを指摘されるような状況で、私は、公的な町の関与から外していくという今回の一連の流れは、到底納得できるものではありません。私は、町がきちんと指定管理者として伯耆の国を位置づけて、きちんと町が監督する、行政的には県の監査が入るわけですが、町は指定管理者を監督する権限も持たされているわけですから、そういう関係を保ちつつ健全な運営をしていただきたいと、そういうのが私の考えであります。

ですから、今回の廃目処理はするべきでないということで反対をいたします。

○議長（青砥日出夫君） 8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） この議案第29号について、賛成の討論をさせていただきます。

今回の議案については、真壁議員が言われたとおり、元金と利子をことしじゅうに払う金額が載っております。確かに去年の9月にはゆうらくから一括返還いただいておりますが、まだ国の協議で調べておりませんで、まだ一括返還という国が許可いただいておりますので、この金額でことしも払うと。国の協議が調いましたら一括で去年の9月にももらったお金で償還をしまおうと。そのときに、2,200万ゆうらくに返すのがおかしいと言いますが、2,200万、要は一括償還すればそれだけの利息云々、補償金が2,200万ぐらいかかると。それが本来ならば国が取るのですけども、この件に関しては一括償還を認めてその補償金も要らないと。その2,200万もゆうらくからいただいております。だから、一括償還してそのときに終わったことなら、その2,200万も原資にしてお返ししようと、今度の5,700万のうちに入れようと。町の財源が一つも痛んでないということはここでも事実であります。

また、今、僕の認識不足か勉強不足か知りませんが、利用料を取ればいいと。今、寄附金でもらってます。これは起債償還があるために寄附金としてもらっていますけども、寄附金は起債償還にしていますが、起債償還が全部ここで終わっちゃって指定管理している事業所から利用料

を取れるのかなという疑問が起きまして、そういう収益は全部指定管理業者に渡すのがたしか指定管理のそういうような話じゃなかったかなと今思っています。これは私の認識不足かどうか、まだ勉強不足でわかりませんが、ちょっとそこが疑問に思っております。

また、南部広域の20何億、30近くの保健事業の中で、10億近くがゆうらくに使っているというような話がありましたが、ゆうらくは介護保険の事業者であります。事業者であるのよからサービスをしたらそれなりの対価が入る、そのようなものです。別にそこに14億円ぽんと入れるというもんじゃない。一生懸命あそこの職員が仕事し、施設のサービス、在宅サービス、いろんなことをサービス、皆さん方が福祉のサービスをした対価なんです。それを税金を投入したというようなわけとはちょっと違うと思いますよ。

それと、公的にこれを運営したらいいじゃないかと言われますけど、これ公の、例えば町とか県がこのようないろんな事業をして利益があるようなことをどんどんやるようなことだろうか。今、景山議員が言われましたように、こういうところはどんどん民間に出して、まだ公は公でやることあるだろうというように考えております。

そういうことで、また、県の指導監査のことを言われましたが、これはあと県に任せばいいと思います。この間、きのうでしたか、南部町社会福祉協議会の評議員会がありまして行ってみましたら、あの南部町社協ですら県の指導監査がありました。1項目入ってました。ちゃんと今、そういう社会福祉法人に関して鋭い監視と監督が入っております。ここにはなかなか、この介護保険が始まってまだ10何年しかたっていないので、いろんな労務の関係、いろんな関係でまだまだ未熟な面がありまして、今度からこれについての厳しい監査、監督が各社会福祉法人に入る予定であると聞いております。一番問題なのが、確かにゆうらくは18項目の指摘があったと言われましたが、あれよりもまだひどいのは公金を流用したみたいな、その保険料を虚偽によって領有したとかそのようなのがどんどん出てきておまして、事業停止とかあんなんになっているのがこの間の江府町の云々ですけども、そういうような悪質なのはどんどん厳しい罰則が入ってまいります、ゆうらくに関してはそのような厳しい悪質なものはないような気がしております。

そういうことで、公的なことは私たち議会が今回騒ぐもんじゃなし、公的、県の方に任せばいいと。また、これからもそういうことで県からそのようなどんどん監査が入りまして、本当に素晴らしい社会福祉法人になるように県の方も力入れてると思います。私たちが頼りにしておる今度の高齢者福祉も、ゆうらくが今後もかわりあるというようなことも思ひまして、中身については当初予算のときに言いましたとおりでございますので、この件に関しては賛成いたします。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私は、議案29号、介護サービスの事業会計について、反対の立場から意見を申し上げます。

先ほど私、この議案書を見まして、予算書を、つまり25年度で終わるんだと、この会計は。ということはなぜかという、その裏づけは何かというと、償還が終わったんだからということなんです。しかし、きのう議会に出されている資料、それから、以前に出されて予算化された分の事務報告、ずっと繰ってみますと、完全に終わってはいないと、積算してみるとそういうぐあいになるんです。それは置いておきましょう。でも、私は、ここで廃目にしてしまうということは、つまり、町はいわゆる1,000万円の出捐金を出したけども、それ以外のかかわりはもうなくなってしまうよというぐあいになるわけなんです、建物を無償譲渡したら。町のキャッチフレーズは一体何だったのでしょうか、福祉の町、このことだったでしょう。それで、高齢化がどんどん進むということになると、いわゆる介護者の出現率もふえるということを経験せざるを得ないと思うんです。そういう中であれば、ゆうらくの施設はやはり町が建設してやったんだから、そのまま町との関係を薄くするんじゃなくて強くしていくのが、それが筋ではありませんか。

そしてまた、先ほど賛成討論の中で県の監査ですね、これは指摘があったけれども悪質なのはない、もっと悪質なのがあれば別だけどということだったのですが、監査で指摘されたら悪質かどうかは、それはちゃんと監査をしなければはっきりとしませんよ。私が求めたいのは、県の監査はもちろんだが、この南部町も出捐金を出していますし、指定管理者として出している以上は、やはり伯耆の国の監査も町が監査をしていく、そのことを強く求めるものであります。

まだありますが簡単に終わります。以上のような点から、私は、この予算案に対して反対するものであります。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第29号、平成25年度南部町介護サービス事業特別会計を採決いたします。
委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第30号

○議長（青砥日出夫君） 日程第27、議案第30号、平成25年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

11番、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第30号、平成25年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算。

これは歳入歳出総額それぞれ251万8,000円と定めるものです。

事業の内容といたしましては、地域環境の整備、改善を図るため、貸し付けられた資金の償還を実施するための事業であります。

委員会で審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しております。

反対、賛成の意見であります。反対の意見。借入金を半数近い人が返さないでいる。徴収の努力が不十分ではないか。個別の納付相談や連帯保証人への催促等、厳しい対応が必要と考える。

賛成の意見。徴収については努力されていると思っている。事業は既に終わっており、年2回の償還にかかわる一般管理費である。町長は答弁で、全国町村会で国に要望しているとあった。総合的に考え、賛成する。以上であります。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 議案第30号、平成25年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算に反対の立場から討論いたします。

理由は、委員長報告にもありましたように借り入れておられる方の半数くらいですかね、ちょっと首を振っておられるのでそのあたりですけれども、資料はすぐ出てきませんので申しわけありません。回収ができておりません。それで、当初予算に実績を反映したということだと思えますけれども、一般会計からの繰り入れが当初予算に入れられているという現状があります。委員長報告にもありましたが、この特別会計の問題はずっと膠着状態を続けているというのが現状でして、私は、一つ担当課が、教育委員会が所管されるというのが一つ、何年か前から教育委員会の担当に変わったんですけれども、それ以前はいろんな努力される状況が私なりに感じる事ができていたんです。私は、年2回の返済というのは決まっているんですけれども、それを個別相談に応じて分納をすとか、それから、連帯保証人にきちんと対応してもらおう。それでもだめなら、法律的な手段も考えていくということも具体的に検討しないといけないのだということをつたひ指摘もさせていただいているんですが、なかなか改善の姿が見えてこない。町長も国に対して

は言っているけれども、なかなかだということなので、本当にきちんと目に見える改善を求めて反対をさせていただきます。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

10番、井田章雄君。

○議員（10番 井田 章雄君） 井田でございます。議案第30号、平成25年度南部町の住宅資金貸付事業特別会計の予算に対して、賛成の討論いたします。

いろいろ植田議員は言われましたけども、今、デフレ、経済不況の中、給料の不安定、それから借りた方の高齢化、こういう問題がある中、年2回の償還に向けて本当に汗がにじむ努力いたしますか、回収に向けて努力していただいているというように私は認識いたしております。一層、今後とも頑張ってくださいと思います。それで、町長のことも言われましたけども、今本会議で町長も答弁されております。全国町村会において国に上申しているという努力もしていただいているというように私は理解いたしました。

それで、今回の議案でございますけども、これは歳入歳出それぞれ251万8,000円計上しているものでございまして、これは助成事業、県の補助金、それから一般会計繰入金、そして、諸収入として元利収入をもって元利償還金の事業を行っているということでございまして、何ら反対する要素はないと私は理解しております。

そういうことをもって、この議案30号に対して賛成するものでございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の住宅新築資金、25年度の予算に反対いたします。

確かに予算等については県からの補助金等で元利を起債を返していくのだという数字ですけども、私たちが問題にしておりますのは過去取り組んできた中で滞納金額が、担当者が出して下さった資料見ましても8,561万2,413円、24年度末までの滞納見込みがそういう金額が上がってきているということなんですよね。確かに地区の事態調査報告書も見せてもらう中で、この住宅新築資金の事業は差別解消に、格差是正に一定の成果があったんだろうと、こういうことを私たちは理解しているし、なさってきた方々の御苦労も十分感じるわけなんですよ。

問題は、今、一つには教育委員会が所管してるということは、この事業をどう位置づけるのかという町の姿勢が問われてくる問題だと。本当に教育的な観点で取り組む問題なのか、もっとこれまでの経過から考えて、現在高齢化とか子供がいない中で、借金が残っている現状をどうとらえて解決するのかというところが見えてこなければ、予算を出して、はい、そうですかということにならないということは議会の立場でもあるわけなんですよ。

それで、問題は、例えば新築資金の滞納が6,200万ある、ところが、25年度の予算ではその滞納繰り越し分として72万しか上げることができないということ。それから、改修では282万あと残なんですよね。これちょっと少ないですよね。それを8万9,000円しか上げれないという現実。宅地に至っては2,075万の滞納があるんだけど、平成25年度は30万しか上げれないという現実。こういう現実があるのであれば、どうしてこのような事態になっているのかという懇切丁寧な、当事者の状況も含めた説明が要するというふうに思うんです。ややもすれば、これは銀行のかわりをしている町ですから、お金がない人に対して取り立てているという側面もあるわけですよね。当然、私たちは個人的な資産になっている税金ではないんだから、これを不納欠損するわけにもいかず、この滞納問題についてずっと持ち越していくわけなんです。これは教育委員会の問題ではなくて、町全体の問題ということになれば、私は町長部局でこの実態を今どうとらえているのかということを経済と住民に出してくださらないと、この予算は、はい、そうですかということにはならないということなんです。確かに国の責任もそうだろう、それももちろん言わないといけない。ただ、今回差別解消に向けて一定の効果はあったにしろ、どこに問題があったのかということを整理しなければ、自治体としての反省にならないし、この予算でいいということにならない。

これまでの起債の元金でも1,000万以上残ってるわけです。これをこのままいけば、議会の中で出てきたのですが1億円を超えてくるのではないかと、そうですね。そういうふうにならないとも限らない。そういうところでいえば、委員会では年に2回の取り組みでは無理があるのではないかと、これは盆節季払いです。毎月の回収、中身はそんなふうには言ってるんですけども、私たちから見れば要綱や条例にはそう書いてあるわけですよ。それをどうして毎月に集金しに行こうというふうに改善なさらないのか。これも毎回言っているのに出てこないというのが率直な印象なんです。そういう意味でいえば、私は、この今の事態を町がしっかりとどこに原因があるのか明らかにして、この改善策を持った上で予算を提案してくるのが本筋ではないかという立場から反対をいたします。

○議長（青砥日出夫君） 4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井隆です。私は、この議案第30号、平成25年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、この25年度の予算の説明があったときに、実績を反映した予算であるというところの中で説明がありました。借り者であります方々の高齢化と現在の経済状況から、今、分納方式をとっているということで、その中でも大変厳しい状況であるということで説明があったというふ

うに思っております。そういった中での予算であり、これを粛々と回収をしていただくように努力をしていただきたいということがあります。

それと、今現在、教育委員会の人権社会教育課というところで対応していただいているわけなんですけれど、私、この間、西伯小学校の卒業式に行ったときに、子供さんたちが卒業に当たって将来の夢とか、それから自分のやってきたこととか、一人一人発表されました。約90人近くの子供さんが一人一人あったんですが、その中で人権政策ですか、そういった勉強、教育の中で自分たちは友達関係、友達の大切さや人の大切さ、そして、地域の大切さというのが本当に勉強になったと、これを中学校になってからも生かしてやっていきますということを本当に何人もの方が、子供さんが言うておられました。そういったところに携わっている職員の方々が、地域の方の思いがわかる方がこういった形で、大変だとは思いますが、この予算を教育委員会の方でされるということは担当としては非常に大変だとは思いますが、そういった面からいけば、公平なお話、またお願いもできるのではないかなというところから、教育委員会の方で引き続きやっていただきたいというふうに思っております。

それと、この特別会計ですけど、やはりこれは国の政策によって町の方から貸し付けをしたという、先ほど真壁議員も言われました、町が銀行のかわりをしてるわけです。例えばこれを直接、特別会計を一般会計に戻してしまうと今までの流れがわからなくなってしまう。全国の町村会の方で国にでも申し入れをしておられます。もし国の方でそういったもので使ったお金を交付金なりで返していくというときには、このはっきりとした特別会計を持って今までの流れをちゃんと残して残金も残して、そういった形で交付金が得られるというような形をちゃんとつくっておかないといけないというところから、賛成の立場で討論いたします。以上です。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第30号、平成25年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第31号

○議長（青砥日出夫君） 日程第28、議案第31号、平成25年度南部町建設残土処分事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

11番、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第31号、平成25年度南部町建設残土処分事業特別会計予算。

委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しています。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託をいたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第31号、平成25年度南部町建設残土処分事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第29 議案第32号

○議長（青砥日出夫君） 日程第29、議案第32号、平成25年度南部町墓苑事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

11番、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第32号、平成25年度南部町墓苑事業特別会計予算。

委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきと決しています。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論を終わります。

これより、議案第32号、平成25年度南部町墓苑事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第30 議案第33号

○議長（青砥日出夫君） 日程第30、議案第33号、平成25年度南部町農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

11番、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第33号、平成25年度南部町農業集落排水事業特別会計予算。

これは歳入歳出予算の総額は、それぞれ2億3,386万3,000円と定めるものであります。

事業の目的といたしましては、適切な排水基準を確保し、人と環境にやさしいまちづくりを目指す事業であります。

委員会での審査は、賛成多数で可決すべきものと決しております。

意見であります。反対の意見。下水道は接続率、浄化槽は設置率について、今以上の成果が上がるには抜本的な支援が必要。例として住宅リフォーム補助制度等とあわせて事業を実施すべき。また、下水道料金が高過ぎるのも率が上がらない原因と考える。ここ数年、改善が見られず、反対であるという意見がありました。

賛成の意見。接続率は微増の伸びだが、努力されている。支援とのことだが、借り入れに対して利子補給をしてきたこともある。今の制度を大きく変えることはできない。下水道料金は、公営企業法から事業料金で運営するのが基本。現時点ではよく運営されていると考えているという意見でございました。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託していますので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 亀尾でございます。議案33号、25年度農業集落排水事業特別会計、これに反対するものであります。

私は、この予算書を見まして思うんですけども、分担金ですね、いわゆる接続に対する負担ですが、これが99万で昨年よりも減額になっておりますね。それから、使用料なんですけども、これも昨年と比較しますと下がっておりますね、若干ですが。

私は、先ほど委員長報告にありました、いわゆる接続率が進んでない、このことの根本原因は何だろうかということなんですけども、いろいろ調べたり聞いてみますと、奥部の方でやはり高齢化が進んでいる。そういう中で思い切っとなかなかつぎ込むことができない。つまり、接続するには30万、分割で35万の負担で終わるんですけども、これは宅内改修が必要なんです。いわゆる水洗型の便器にかえると、そういうようなことが必要なため。それで、私は、接続率引き上げにはやっぱり委員長報告であったのですが、住宅リフォーム制度の確立だとか、そういうようなことをやっていくこと。それから、もう一つは、利用料金の引き下げですね、このことをやっぱりやっていくことだと思っております。

いわゆる事業会計ですから、一般会計をつぎ込むことは云々ということはあるんですけども、しかしよく考えていただきたい。これは自分のエゴだけじゃなくて、大きくいえば、水質の保全、あるいは水質のよくなること、これに対しても大きく貢献しているわけなんです。例で申し上げますと、私どもの方も下水道が完備してないときは、私のところは側溝が何か黄色いような藻が張ったようなことになっておりました。しかし、下水道が完備しますと、全員加入かどうかは別として非常に水の流れがよくなって川もきれいになりました。そういう貢献をしているわけなんです。だから、そういう面からいえば、一般財源でもつぎ込んで利用量を高めていく、このことを主張してこの予算に対する反対意見とします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、三鴨義文君。

○議員（2番 三鴨 義文君） 2番、三鴨でございます。議案第33号、農業集落排水事業特別会計予算について、私は賛成の立場で討論をいたします。

先ほど反対討論の中で、住宅リフォームとあわせてつなぎ込みに効果があるんじゃないかというふうなお話もありました。ごもっともだと思います。まず、一番これの問題は、少子高齢化、独居のお宅が多くなりまして、聞きますと、お年寄り、私ほどですので、もうつなぎ込みようせんわってという世帯が多くなってきておるといのが現状です。ましてや家族構成も、今、3.0

ぐらいですか、この農集、始まったのが平成元年から会見地区では始まっておりまして大方25年がたつわけですが、そのころに加入の同意書というものを、事業を取り組むのに同意書というのをとったわけですが、そのときは皆さん方、事業には賛成で96%ぐらい参加するという同意いただいたわけですが、あれから相当な年数がたちまして、今ごろは年寄り1人だけ、もうようつながんわってというようなことで伸び悩んでいるというのが現状です。

実際、その反対議員がおっしゃられたように、効果を上げるには先ほどのような一般事業の方で人口増、定住増というのが大きな効果もあると思いますし、どうしても使用料金だけでは経営成り立ちませんで、予算書にもありますとおり1億1,400万ですか、一般会計からこれだけの金額を繰り入れして、やっとその収支バランスがとれるという状況でございまして、一朝一夕に加入率が伸びるというのも難しい現状もあります、人口も減ってきております。そういう中で、担当課としては少ない料金で何とか繰り入れもしながら、厳しい財政の中で予算化されたこの会計予算ですので、私はこれからも加入促進なりしていただくのは当然ですけれども、これからも頑張っていたきたいというふうに、私も経験上、大変なことはよく承知しておりますので、この予算はぜひ、苦しまれた予算だというのはよくわかりますので通していくべきということで賛成いたします。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第33号、平成25年度南部町農業集落排水事業特別会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第31 議案第34号

○議長（青砥日出夫君） 日程第31、議案第34号、平成25年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

11番、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第34号、平成25年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算。

これは歳入歳出予算の総額は、それぞれ4,848万8,000円と定めるものであります。

委員会で審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しております。

なお、委員会での賛成、反対の意見は、議案33号と同じでありますので、省略させていただきます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託をいたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はございませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 委員長報告に反対です。浄化槽の整備事業特別会計です。

この浄化槽の整備事業は、農集と公共下水道と同じように上下水道もしているのですが、公共と農集とちょっと条件が違いますよね。合併処理浄化槽を各戸に設置していく事業です。これが以前の公共下水道の区域から合併処理浄化槽に変えて、私は英断であったと思うのですが、町の費用負担も軽くなったということではなかったでしょうか。

ちなみに、公共下水と農集と接続戸数に対しての一般財源の繰り入れ状況を見たら、浄化槽は530戸に対して2,356万円の一般財源の繰り入れなんですよ。農集でいえば、1,397戸に対して1億1,600万円の一般財源の投入。公共についていえば、1,000人足らず、977戸に対して7,920万。そういう意味でいえば、合併処理浄化槽は町が取り組むに当たっては、非常に財政的には助かる事業ではないかというふうに思うんです。この接続率が、今、60%にならないんですが、そういう意味では点在するところで50%をよく超えてきたんだなというふうに思うのと同時に、今後普及しやすいのも事実ではないかというふうに思うわけなんです。そういう意味でいえば、一般財源の繰り入れというよりは、どういうふうに表現したらいいかな、例えば先ほどの住宅リフォームの問題や補助金制度や、例えば住宅改修への有利な融資制度等をきめ細かくしていく中で広げていくことは、十分可能ではないかというふうに思うんですね。まず、そういうふうな手だてをとって進めていっていただいて一番広がる可能性のあるところだし、必要としているところだというふうに思うのですよ。それで中身はこういうふうな、私たちは文化的で快適な生活と思っているのですが、そういうふうに思わない方もいらっしゃるのも事実だと思うんですね。少なくともつけたいけれども、財政的な事情だっというふうな方についていえば、あらゆるメニューを用意してここに取り組んでいただくという方法も一つの方法になるのではないかというふうに思うんですよ。

そういう手だての提案をしていただきたいというのと、もう一つは、使用料の問題です。浄化

槽についていえば、浄化槽に入っているところは電気代を引いてもらっていますから、普通の下水道料金より安いわけですね。そういう分は幾分助かっているという部分はあるのですが、なるほど、構成が高齢者世帯や年金暮らしにしてみたら、私たちが依然として聞くのが、いわゆる下水道料金が高いっていうのを聞くわけですね。そういう意味でいえば、本当は引き下げてほしいという気持ちがあるんですけども、少なくとも低所得者に対する公共料金の減免制度を町独自でつくっていく、このことも必要だと。こういうことを提案してきて、予算を提案していただきたいということを言いました。反対いたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、三鴨義文君。

○議員（2番 三鴨 義文君） 2番、三鴨でございます。まずもって最初に、委員長報告の中で公営企業法云々というところがございますけれども、委員会の中でそういう意見が出たのは水道事業に関してのことだと思いますというか、水道事業に関しては公営企業法が適用になるということですので、この下水関係はそういうことではございませんので、ちょっとその辺が私の発言がとらえにくかったかなということで、訂正をしていただけたらと思います。

本題に戻ります。議案第34号の浄化槽整備特別会計予算でございます。私は、賛成の立場で意見を述べさせていただきますが、理由は先ほど申し上げました農集と同じでございます。本当に一般会計から浄化槽につきましては2,800万でございますか、このたびの繰り入れが、一般会計からの繰り入れ予算が見てございます。平成25年度設置予定が5基という予算が組まれております。

最初に言いましたように、だんだんその奥地といいますか、中山間地の方はより高齢化率も高く、五、六年前は単年度で20基程度の設置予定をしながら順次やってこられたところでございますけれども、このごろはだんだんに一定程度待っておられた方が設置が終わって、このごろは今年度のように5基の目標というようなことで、進捗がなかなか上がっていないのが現状かと思っております。ということで、一つの要因としては、やはり高齢化に伴います財源であったり、これからのことを考えられて、今、投資ようせんわというお方がどんどんふえているんだろうなというふうに思います。

先ほど反対意見の中に補助金とか融資とか、そういうような話がございますけれども、そういうことをこういう事業中途で行いますと、じゃあ待ってたもん勝ちですかというようなことも逆に起きてきて、早くつけられた方との差異が生じるようなことになりますので、突然そういったような制度を切りかえるようなことは、私はやるべきじゃないというふうに思います。ですか

ら、町の支援というのは今までやってきたことをベースに、どうしたら今のルール、制度で高められていくか。農集のときも言われましたけれども、そういったリフォームのときとかにあわせてつないでいただくようなPRも必要かと思っています。

理由は同じようなことでございまして、なかなか難しい問題で一般会計からも数千万円の繰り入れをいただいて会計予算がつくられている。本当にこれも厳しい状況かと思えます。

ということで、これからも努力いただいて下水加入率を高めていただきたいというふうに願ひまして、賛成の立場で討論いたします。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 11番、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） ただいま三鴨議員が指摘されました。発言をしておりますので削除していただきたいというふうに思います。公営企業法という言葉も削除していただきたいと思ひます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第34号、平成25年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算を採決いたします。
委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第32 議案第35号

○議長（青砥日出夫君） 日程第32、議案第35号、平成25年度南部町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

11番、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第35号、平成25年度南部町公共下水道事業特別会計予算。

これは歳入歳出予算の総額は、それぞれ1億8,600万3,000円と定めるものであります。

委員会で審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しております。

なお、委員会での賛成、反対の意見は、議案第33号と同じでありますので、省略をさせていただきます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いた

しましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 平成25年度南部町公共下水道事業特別会計予算に反対の立場から討論いたします。

前の2議案と同様なわけですが、公共下水道の場合は、24年度の接続率が88.9%という接続率となっております。11.1%があとの残りです。大分高いという評価もできると思いますけれども、1割強がまだつながっていないということも逆からいえば言えるわけであり、その接続のために今回、ことしの予算が十分な予算かということを見ますと、もう少し頑張っただけならばということで、さきの2議案と同様に町の積極的な施策を求めることと、やっぱり低所得者にとってはこういう生活にかけがえのないといえますか、なくてはならない公共料金は所得の低い人ほど厳しいわけでありまして、そこには特別な減免制度をつくっていくというのが暮らしやすい南部町にしていく道だと思っております。そういうことを提案もいたしまして、反対の討論といたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、三鴨義文君。

○議員（2番 三鴨 義文君） 2番、三鴨でございます。公共下水道につきましても、私は賛成の立場で意見を述べさせていただきますけれども、理由は先ほど申し上げました。農業集落排水と浄化槽と同じでございます。本当に厳しい財源の中で収支バランスをとられた予算かと思っております。

公共下水につきましても、一般会計からの繰り入れが7,900万何がしということで、大変な額を繰り入れて会計が成り立っておるところでございます。ということですので、これをさらに値下げをしたり減免をしたりということは、なかなかできることではないというふうに町民としても思いますし、これだけ赤字の会計を一般会計から補てんいただきながら、私たち町民のために値上げもせずに、赤字の事業ですが、ライフラインの確保、維持という公の使命にのっとなってこうして頑張っておられる町の姿勢といえますか、御努力に感謝いたしたいと思っております。ということで、公共下水は完成から3年以内に接続するという、これは国交省の方のルールがございまして、農業集落排水、農林水産省の方とはちょっと制度が違うものですから、若干高うございますけれども、それにしましても89%ぐらいということございまして、経営のことを考

えますれば残りの11%を加入していただくことも大切なことでございますけれども、やはりベースとなります一人頭525円というその使用量を伸ばしていく方が経営としては、収益を上げる方が大事かと思っておりますので、一般会計でいろいろ人口増の施策、上がっております。公共下水道の方で、そういった特別な支援事業、加入促進事業、ありませんけれども、一般会計の方で定住対策、人口増の対策、そういうものをしっかりやっただいて人口をふやしていただいて、世帯人口がふえて下水の方も使用量が上がっていくということの方が経営安定につながっていくんだらうと私は思っておりますので、料金は町民としては安い方がいいわけですがけれども、こういう実態、予算の状況を見ますと、とても今、安くしてほしいということが言える状況ではないなというふうに思っておりますので、本予算をこの予算どおりで通して行ってこれからも頑張っただけきたいというふうに思っております。

賛成の立場で意見を述べさせていただきました。以上です。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第35号、平成25年度南部町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。
委員長報告に賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。再開は2時45分といたします。

午後2時26分休憩

午後2時45分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

日程第33 議案第36号

○議長（青砥日出夫君） 日程第33、議案第36号、平成25年度南部町太陽光発電事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

11番、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第36号、平成25年度南部町太陽光発電事業特別会計予算。

これは歳入歳出予算の総額は、それぞれ5億9,005万円と定めるものであります。

内容といたしましては、鶴田残土処分場跡地に太陽光発電所を建設し、事業に取り組むための特別会計であります。

全員一致で可決すべきものと決しています。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論を終わります。

これより、議案第36号、平成25年度南部町太陽光発電事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第34 議案第37号

○議長（青砥日出夫君） 日程第34、議案第37号、平成25年度南部町水道事業会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

11番、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第37号、平成25年度南部町水道事業会計予算。

これは収益的収入及び支出の予定額は、それぞれ1億9,624万4,000円とするものがあります。

業務の予定量は、給水事業、これは4,010件、上水道3,699件、簡易水道311件です。年間総給水量、120万7,800立方メートル。1日の平均給水量は、3,309立方メートルです。主な建設改良事業といたしまして、水道統合事業として朝金一落合間の送水事業、寺内地内の老朽管の布設がえ事業が行われます。特に水道統合事業には経済対策補正分を含め、約2億5,300万円余りの予算が計上されています。

委員会で審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

反対、賛成の意見であります。反対の意見。水道料金について同じ町にしながら差があるの

はおかしい。水道料金は所得に関係なく住民に大きな影響があるので、低位均一化を進めるべきであるという意見がありました。

賛成の意見であります。料金は安い方がいいのは当然である。西伯地区の上水と簡水の統合は安い方に合わせる方向で大変結構だ。町自体が広く、効率が悪く、イニシャルコストの点から水道料金のみで補うのは限界があり、一般会計からの支援も必要である。施設統合の点から統合工事は必要であり、早期の実現を望む。以上の賛成の意見がありました。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 亀尾でございます。議案37号、平成25年度水道事業会計に対して、反対するものであります。

理由は、大きな理由として使用料金の低位の均一化を求めるものであります。まず、この予算の計上の中でありましたが、水道事業統合、先ほど委員長もありましたが、旧西伯の地域に最終的には落合の浄水場に朝金から水を運ぶということも含まれております。さて、公共料金審議会の答申をもとに西伯地域の料金の統一を図る、いわゆる上水道と簡易水道の料金の統一を図る、このように説明がされております。しかし、簡易水道料金を上水道の料金と同額にしてしまうということなんですけれども、考えてみますと昨年、西伯の上水道が値上げになってるわけです。値上げになった西伯のところに、簡水がそれよりも高かったから上水道と同じ料金にすることなんです。しかし、旧会見の簡易水道と比べれば差はまだ開いておいて、その矛盾が解決されておられません。私は、つけ加えて言いますと、そもそも簡水と上水の会計を統一した、このことから非常に予算案に苦心をされているところに一層の、いわゆる補助金がなかなか受けにくくなるということから一層の苦しさを生んでいると、そのことも指摘します。

つまり、言うところは、毎日使う水道、これについての料金の低位均一化を求める、このことを主張して私の討論を終わります。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、三鴨義文君。

○議員（2番 三鴨 義文君） 2番、三鴨でございます。議案第37号、南部町水道事業会計予算につきまして、私は、賛成の立場で討論いたします。

この水道事業会計は、公営企業法にのっとった収入、水道料金をもって経費に充てるということが基本になっているわけですが、本予算を見られてもわかるとおり、水道料金だけではとても運営できる状況ではございませんで、一般会計から1億4,300万程度の繰り入れをしていただいて水道会計が収支バランスを保っているという現状でございます。

先ほどの反対意見ということでおっしゃいましたけれども、なるほど水道料金は町民の皆さんにとって安い方がいいわけですが、なかなかおっしゃられるように西伯の上水と旧会見の水道とでは料金に相当の開きがございます、これを単純に低位均一化ということで会見地区の料金に合わせるようなことを考えてみますと、とてもではありませんが水道料金は極端に言えば半減もするのではないかとというぐらいの大きな減額になろうかと思えます。とてもそういうことが一気にできるはずもありませんし、このたびの水道料金の値上げにつきましても町民の皆さんにできるだけ御負担が大きくならないようにということで、少しずつ3年間かけてやっと料金改定がなされたように見ております。さらに、均一化に向けての西伯簡水が西伯の上水と一本化されるということで、これも段階的な、南部町全体が一つの料金になっていくための段階的な措置、ステップだろうと思っています。行く行くには南部町の水道料金が、最低に合わせるということではないかもしれませんが、いずれかの時点で一本化していくのが理想であろうかとは思いますが、現時点でそういった低位均一化というようなことはとても望める状況ではないというふうに思っております。今回の予算を見ましても一般会計からの1億4,300万、本当に運営上努力をしてこういう金額におさまっている状況かと思えます。集中監視の機器を入れて人件費の削減をしたり、そういったような努力がされて、これだけのまだまだ繰り入れをいただくと経営できないような厳しい料金体系ですので、なかなか料金低位均一にはならんのではないかなというふうに感じております。

とにかく、そういった反対にありましたような料金をどんどん下げて本当に運営ができないようなことになってきますと、じゃあ電気代がないからといって時間給水するのかというようなことはできませんし、じゃあ経費がかかるからといって水質検査を回数を減らすんかと、そういうようなことがもしあるとすれば、住民に対して本当に安全・安心な水が供給されなくなりますし、経費はかかってでも今の水量確保、安全な水を供給するという今の体制で頑張っていたきたいというふうに思っています。

特に話にも出ましたけれども、朝金からの水源があります。これを馬佐良を越えて落合浄水場に持っていく計画がありますが、この施設改修計画も本当に重要な私は工事だと思っております、今、会見地区も滝山水源に依存度がものすごく高くて、ほとんどの水を滝山一本に頼ってる

わけでございます。西伯上水につきましても、水質もさることながら量もぎりぎりのところですよ。何かあったら本当にもう断水だというようなことが現実に起きています。本当に会見地区も西伯地区も水道本管を布設してから50年もたつような、耐用年数が来ているような管ばかりでございます。いつどこが破裂してもおかしくないわけですし、これをどんどん改修するようなこともまた予算上無理かと思っておりますので、こういった新しい水源を会見地区にも回せる、西伯地区にも回せるというようなバックアップ体制をとっておくということが、これからの予防だったり、安全で安心だったり、そういうものを確保していく重要な今回の予算に上がっている工事請負費、施設改善工事だと思っておりますので、ぜひこの予算は通していただきまして、経費削減にも努力いただきまして頑張っていたいただきたいという思いから賛成いたします。以上です。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第37号、平成25年度南部町水道事業会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 賛成多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第35 議案第38号

○議長（青砥日出夫君） 日程第35、議案第38号、平成25年度南部町病院事業会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

11番、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第38号、平成25年度南部町病院事業会計予算であります。内容につきましては、収益的収支及び支出の予算額は、それぞれ24億1,107万円です。収入のうち医業収益は20億7,603万8,000円で、24年度の当初予算と比較すれば5,138万9,000円、102.5%の増の予算であります。

年間延べ患者数は、入院が6万6,065人、外来が7万3,398人。1日平均患者数は、入院が181人、外来が302人です。

事業の内容の説明の時点で自治医大から派遣で医師1名増、臨時職員等5名増との説明がございました。

なお、24年度決算見込みでは、経常収支で約9,100万円の黒字の予定だということであ

ります。

委員会での審査の結果、賛成多数で可決すべきと決めています。

反対、賛成の意見であります。反対の意見。起債償還の利子補助として町が補助すれば県も補助との項目があったが、町からの補助が入っていない、町会計からも出すべき。地域の病院だが、医療戦略が見えてこない。

賛成の意見であります。病院がやっと黒字になった。町の補助があれば確かに楽だが、町財政トータルで考える必要がある。地域医療の戦略については、さまざまな努力がなされているという賛成の意見でありました。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 委員長の報告に反対し、病院会計に反対をします。

まず、一番の理由は、先ほど委員長が述べられていたように建設費にかかわる起債償還の利息補助の分ですね。これは県の要綱にでも、町村が負担するのであれば県も負担しますよというふうに書いているのですが、町補助金、利子補助金3,943万、ごめんなさい、県の補助金3,943万6,000円は入っているのですが、町の方は入っていません。これは、私は町の姿勢の問題だというふうに思っております。県の基準どおりに3,943万6,000円を補助として出すことを求めたいというふうに思います。

もう1点、今回の25年度の当初予算は、前年度対比で見ますと病院事業収益は103.1%、7,263万9,000円の増になっているのですが、中を見ますとやっぱり入院患者、病院利用率等、言ってみたら減ってきてることになってるんですね。それで、何をふやしてるかというと、入院単価と外来単価がふえてきている。これは利用する側にとってみれば、余り好ましいことではない、負担が上がってくる。前年度を見ながら予算を組んだのだと思いますが、それと収益がなければできないということでしたのだと思いますが、できれば、前回以上のたくさんの利用者が想定できるような取り組みの中で予算を編成していただきたいというのがこちらの意見です。

2つ目には、条例でもありましたように地域に根差した医療というのであれば、やはり往診等にわずかばかりのお金を負担させるのではなく、住民の利用負担を減らすような方向で、委員会

でおっしゃっておられました、医大にかかるよりは西伯病院の方が経費安くて済むんだと、いい医療を受けてですよ、そういうことが住民の中に入れば住民ももっと利用しやすくなると思うのです。そのような努力をより一層していただきたい。

補助金を町から出すべき。そういう立場から、今回の病院会計には反対いたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 6番、景山です。私は、この議案に賛成をいたします。

今の反対をされております議員ですけど、あんまり反対をしているというような発言内容ではなかったかなと。私が賛成で上げようかなと思ったようなところを結構上げていらっしゃいます。地元やっぱり病院があって、なおかつ公的な病院があるということはそれだけ、民間の病院だけですやはり公的な見地からの地域医療というのは、運営はなかなか難しいものがあると思います。ところが、私どもは町立の病院を持っていて、政策的な医療の戦略というものも民間だけに比べれば非常にとりやすいんだらうというふうに思います。例を挙げますと、予防ないしは早期発見という意味で皆さん御承知のとおりアミノインデックスに取り組まれてる。そして、アミノインデックスの検査の実施の結果、その先の精密検査の受診者数、受診率が上がる。そして、それに対応するために高精度なCT導入をしたり、内視鏡を導入するという、これは極めて地域医療の戦略的な取り組みであらうなというふうに思われます。

予算を組まれたところで利子の負担部分が入っていないというのは、病院にどうのこうのというよりも、一般会計の方の繰り出しの方で議論がなされるべきところだらうというふうにも思いますし、本予算については反対をすべき点というのは見当たらないということから賛成をいたします。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 亀尾です。先ほど賛成者から最初の反対者の発言が、反対の理由がなかなかよく見当たらないようなということだったです。私は、要は、結局、病院の条例が変わりましたね、往診の車とかそういうこと。結局、そういうようなことで負担増になるということ、大きく言えばね、患者の。私は、地域医療としての病院がある以上は、やはり住民の負担というものはかけるべきではないということ。

それから、先ほど町からの、いわゆる償還金に対する補助ですね、利息分の補助金。これは一般会計の責任もありますが、しかし、この病院の会計に当然のせるべきことがやられてない。このことをもって指摘したようなわけでありまして。ということが反対の主な理由でありますので、

私もこの予算を可とすることはなかなか難しいということを指摘しておきます。

○議長（青砥日出夫君） 8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） この病院事業会計について、賛成討論させていただきます。

本当、真壁議員の話をお聞きしましたら、これはすごい、賛成討論しておられるような錯覚をいたしました。入院単価がアップしていると。病床利用率が低いでいけないか、それを改善すれば黒字になります。入院単価というのはアップになったので、今まで取ってない点数は取れたということなんです、あれは。今まで事務的なミスか先生の認識不足かということを取られなかったのを本当にいろいろ勉強されて、これ取れるじゃんということを取られたのが、単価がアップになったのが原因でございます。それと、やっぱり入院利用率は最低でも90%以上、93%から94%に持っていければ本当に安定的な経営になるのはこの資料を見てもわかりました。それをぜひ、これも真壁議員も応援しておられますので、頑張っていたきたいと思います。

それと、県の補助があって町の補助がないということは、前からこの議論になってますけども、本当にこれ1回町が出しましたことがありますね。あれは本当に来年か何かに資金ショートすると、そういうときに初めて町が出しました。そのような一大事のときにはやっぱり今回も出したいと思いますけども、今度決算見ましても本当に頑張られて黒字になったと。黒字になってるところにそんな町からの助成は、僕は必要じゃないじゃないかと思えます。まずは自助努力していただきたいと。内容についても確かに県は、町が出すなら県が出すと言われましたけど、あれは私もつくられた担当課に聞きましたら、町が出せるなら出してねという雰囲気のものでございまして、別段出さんでもいいという。出さん分、町がその財源でほかの事業ができると。また、いろんな西伯病院についても側からサポートができるというようにありますので、ぜひともこれは管理者もうなずいておられますように理解しておられると思います。

そういうことで、我が町になくってはならないすごい病院に今だんだんとなっております。アミノインデックスのようにやられて、確かにあんまり効果ないですけど、それに付随したいろんな点数が入ってきて少しずつ存在感が出ているような、今、西伯病院になっておりますので、どうか頑張っていたきたいと思います。

ということをもちまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第38号、平成25年度南部町病院事業会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 6 議案第 3 9 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 3 6、議案第 3 9 号、平成 2 5 年度南部町在宅生活支援事業会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

1 1 番、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第 3 9 号、平成 2 5 年度南部町在宅生活支援事業会計予算であります。収益的収支、収入及び支出の予算額は、それぞれ 2, 8 9 7 万 8, 0 0 0 円と定めるものであります。

業務の予定量であります。訪問介護事業、介護保険対象者が 1, 2 9 3 回、医療保険対象者が 1, 8 4 2 回とするものであります。

委員会の審査は、全員一致で可決すべきものと決しております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第 3 9 号、平成 2 5 年度南部町在宅生活支援事業会計予算を採決いたします。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3 7 陳情第 1 2 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 3 7、陳情第 1 2 号、消費税増税の中止を求める陳情書を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

1 0 番、井田章雄君。

○民生教育常任委員会委員長（井田 章雄君） 民生教育常任委員長の井田でございます。報告い

たします。陳情第12号、消費税増税の中止を求める陳情書について、審査の結果を報告いたします。

賛成少数で不採択とすべきと決しました。

賛成の理由でございますが、消費税の増税は所得格差を拡大させる。これ以上逆進性を増長すべきではない。

反対の理由でございますが、社会保障のための増税であり、次世代の負担を減らすためには必要である。以上であります。

○議長（青砥日出夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 委員会の中で、これを消費税増税の中止を求める陳情で不採択の意見で、これが社会保障の充実のために必要であるというふうな意見が出たというのですが、もう少し詳しく伺いできないでしょうか。この消費税導入がされたときに社会保障と税の一体改革ということで始められたんですけども、国会の中で議論が進んでいく中で、消費税増税で社会保障が充実されるというよりは、これは税も引き上げられるけども社会保障の中身も引き下げられる、中身がより悪くなるのだということが国会の一連の中で明らかになったのではなかったでしょうか。と同時に、皆さんの委員会等でも陳情が出たと思うんですけども、年金問題や医療にしても、この間、消費税が上がるからといっていいこと何もなかったではないですか。介護保険料も住民負担が上がっています。どのような中で社会保障がよくなるというようなことを言われたのか、ちょっと中身教えていただけませんか。

○議長（青砥日出夫君） 10番、井田章雄君。

○民生教育常任委員会委員長（井田 章雄君） 詳しい意見ありませんでしたが、皆さん御承知のとおり、この社会保障経費というものは毎年1兆円ずつアップしておることがございます。そういうことを含めまして、やはり次世代に負担を残してはいかんということが皆さんの大抵の考え方であるというように認識いたしております。以上であります。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 住民から出ている陳情を詳しく精査しないというのもちょっとおかしいと思うんです。だから、聞いておりますのは、社会保障の中身が先ほど言ったように1兆円かかると言ったわけでしょう。ということは、今回の社会保障と税の一体改革で、その1兆円を全部消費税で充てて社会保障を充実させようという方針が出てるといふふうに理解なさっているんですかって聞いているんですよ。どうだったんですか。そういうふうにならないというのが

国会の中のやりとりではなかったですか。それに、提案された消費税の導入がいろいろ言っている政党の方々も、消費税は導入するけれども社会保障も我慢してもらうんだと言っているわけでは
ありませんか。だから、お聞きしたいのは、これを不採択する一つに社会保障の充実だと言っ
ているんだから、どこが充実するからいいのだと言ったのかということを書いてほしいというこ
とですよ。それが言えなければ、それが理由に不採択になりませんよ。どうですか。

○議長（青砥日出夫君） 10番、井田章雄君。

○民生教育常任委員会委員長（井田 章雄君） 先ほど申しましたように、やはり社会保障経費が
毎年1兆円ふえているということが前提であるというふうに理解いたしております。それ以上で
もありません。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 委員長にお聞きします。今、安倍内閣はデフレの不況から脱却し
たいということで、景気浮上策を掲げているんですね。今の中でもなかなかその不況、景気がよ
くなったという感じはしないんですが、ここで消費税が上がったら余計買い控えが始まってお金
の回りが悪くなるということになると、デフレの不況からの脱却というのはなかなか望めないの
ではないかというぐあいに思います。そして、景気が回復したら消費税を将来的には10%にす
るというんですが、このデフレ不況の中でも物価上昇2%ですか、上昇を見込むというんですよ。
そうしますと、今の5%から7%アップして実質12%のアップというような感じを受けとめざ
るを得んということになるんですよ。そのことについて、どのように議論されたのかというこ
と、もう1点は、次世代のためにということをしたしか言われました。私は、次世代のためにはむ
しろ負担を低くするのが次世代に貢献することではないでしょうか。その2点について、どのよ
うに議論されたのかお聞きします。

○議長（青砥日出夫君） 10番、井田章雄君。

○民生教育常任委員会委員長（井田 章雄君） 議論は深めていませんが、先ほど言いましたよう
に1兆円という社会保障経費が上がるということでございます。

それと、消費税は皆さん御承知のとおり、自、公、民合意のもと法律が成立したわけござい
ますが、これは今の5%から2段階で消費税を上げていくと。私の認識では26年度、3%、2
7年度、2%計、最終的に10%というふうに理解しておるわけでございますが、ただ、26年
度の3%の消費税アップのことは、今年度の7月の経済動向を見ながら政府は判断するとい
うことをうたっておりますので、そういうことを踏まえまして、先ほど言いましたように、次世代の
負担を減らすためには必要であるということが大前提にあるというふうに私は理解いたしてあり

ます。以上であります。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 委員長報告はよくわかりませんが、一つ大きな問題として、深めていないと言われましたね。深めないのに採決されて結論を出されるんですか。これでは町民が聞いてどう思うんでしょうか。少なくとも、それぞれの思いはあるかもしれませんが、この14人は南部町民の負託を受けて出ているんですよ。それを議論を深めていないというようなことは言うべきではないし、実際そういうことをやっておられるなら大問題ですよ。一体どう考えておられるんですか。

○議長（青砥日出夫君） 10番、井田章雄君。

○民生教育常任委員会委員長（井田 章雄君） 深めてないというあれでございますけども、皆さんの考え方が先ほど言いましたように、そういうことに考え方が決まっておりましたので、ということで表決をとりましてそういう結果になったということでございます。それ以上でもそれ以下でもありません。

○議長（青砥日出夫君） 質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑がないので、質疑を終結し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） この委員長報告が不採択という結論を出されたので、私は採択すべきという立場で討論いたします。

この陳情書は、今度の180国会におきまして税と社会保障の一体改革の一環として消費税を10%まで引き上げようとすることに對して、それをやめるようにという中止を求める意見書であります。

この陳情者が言っておられるように、消費税が増税されますと、家庭の負担は年間ならしまして8万2,000円という試算が出ております。一方、国民の所得はこの数年来、下降を続けております。

過去1997年に、橋本政権のときに3%から5%の消費税の引き上げが行われました。そのときもようやく回復基調であった国内経済が大不況に落ち込みました。そして、橋本政権は国民の支持を失い、政権は崩壊しました。今回の消費税10%となれば、年収200万円で15万円、7.5%。一方、年収1,500万円では41万円、2.6%と逆累進性は顕著でございます。

また、所得税は所得に応じて税負担が上がる累進性が保たれていますが、所得1億円を超えると税負担が下がる逆転現象も起こっています。これは特例的な減税により、高額所得者の税負担率が下げられてきた結果です。これは政府の統計からも明らかであります。また、大企業への特例的な減税制度を取りやめ、大資産家への応能負担をすることで10兆円程度の税収を確保することは可能であります。消費税を増税すれば、これまでの日本が過去に経験してきた経済失政を繰り返すことは明らかであります。

陳情者は地元の中小零細業者の団体でありまして、死活問題だと悲痛な訴えをされております。国の法律の附則18条の2項で、増税分は成長戦略及び事前防災に使うと記されております。具体的にいえば、法人税の減税や大型港湾設備、高速道路の建設等に使うとしております。これもこれまで国の財政悪化の原因になった失政を繰り返すことになります。私は、この陳情者の願意を受けとめ、ぜひとも皆さんの賛同をいただいて、意見書を国会に届けることを求めまして討論といたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1番、白川立真君。

○議員（1番 白川 立真君） 1番、白川です。先ほども植田議員が言われたとおり、平成9年、3%の消費税から2%アップして5%へと上昇しましたが、これは同時の橋本内閣が社会福祉を充実させる目的で消費税アップをしたということを知っております。私も血も涙もない人間ではありませんので、この消費税アップをしていくと大変厳しい状態になっていく、そして先ほども植田議員が言われました逆進性の負の面を持っていることも承知をしております。しかしながら、今の出生率、1.4から1.5%の子供たちがまた20年後、30年後に大きくなって、また1.4から1.5の出生率だとどれだけの子供さんがいるだろう、その子供さんたちに乗ってくる負担というのはどれほどのものだろうということを考えますと苦渋の選択でした。私はそういうことも考えて、次の世代に大きな負担を乗せたくないということで不採択の意見をいたしました。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私は、陳情12号ですね、これはぜひ採択をして意見書を上げることが求める立場で討論いたします。

先ほど反対者の討論がありましたけれども、その中で橋本内閣時代の3%から5%に引き上げた。これは社会保障の充実・拡充だったというように言われるんですけども、しかし、あれから社会保障はよくなりましたか。後期高齢者が別に医療保険をつくるだとか、あるいはどんどん

ん国がいわゆる地方に出す保険会計への支援金を減らしてきたのではありませんか。まさに、そして片方では、生活に直結するような公共事業だなくて、大企業が大もうけするような、いわゆるむだな公共事業、これを進めるための金の使い方をした、このことを厳しく指摘したいと思います。

それから、出生率が低下して、このことを思うと次世代のことを、たしかこのことを理由に言われたんだと思うんです、次世代のためと。しかし、皆さん、お金が今なくて子育て世代が大変な状況なんですよ。そういう中で、消費税を下げてお金の余裕が、幾らかでも余裕をつくるということになれば、出生率も上がるかもしれません。しかし、今の5%から末は10%にしたらどうなるんですか。負担がますますふえてくる。

この間、県立の高校入試の試験があって、発表されて合格された方、それが聞きますと新しく高校に入るのに、準備するときに買い物日があって、幾ら、どのぐらいかかりましたか言ったら15を超えましたと言われているんです、15というのは万円ですよ。今のそういう時代で子育てをしているこの現状、また町内を基本にいますと、年金暮らしの人が多いです。それが年金が引き下がっている。消費税を上げたら年金上げるなんていう担保はないでしょう。ますます社会保障制度の改革ということで、改革はいい方ではありません、削る方でしょう。

私は、国会で通ろうがどうだろうが、南部町の有権者から選ばれた議員の立場というものを、それを基本にすべきではありませんか。商店をされている方、私もしておりますが、今の5%から10%に上がったらどうでしょう。もう今までは負担しておったけども、これからプラスには行けません。中には、もう商売はやめますわ、成り立ちませんと言われておられます。まさに大手スーパーのえじきになるんじゃないでしょうか。地元の産業を守る、これが私たちの使命ではありませんか。そのことからすれば、国会で通ろうが何があろうが住民の声を国に伝える、このことをはっきりやろうではありませんか。そのことを皆さんに呼びかけて私の討論を終わります。

○議長（青砥日出夫君） 6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 私は、委員長の報告に賛成の立場で発言をさせていただきます。

今まで何回もこの消費税の問題が出てまいりまして、個人的には消費税が上がるのは非常に嫌です、やはり。一回一回同じものを買って払う金額が上がるというのは、それはもう負担感以外の何物でもないわけです。ただ、やはり必要だろうなという面があるので、この陳情書は不採択という立場に立たざるを得ないというのが実態なわけです。

社会保障の問題、出てきて、先ほどからより充実をさせるためにどうだこうだという発言というか、言葉が出ているんですけれども、現状のものを維持するのも財源が明らかに不足をして

いる。充実どころか維持ができないという状態にもうほとんどなりかけているというのが現状ではないでしょうか。

議員の研修でよくこの議題が上がるんですが、日本の現在の福祉のレベルは大体世界的に見て中ぐらい。そして、負担は割と低い方ですので、中福祉・低負担だと。そして、直接税の比率と間接税の比率で、じゃあその今後どんどん伸びていくであろう社会福祉の経費をどこに求めるかといえば、もう消費税ぐらいしかあと残っているところがないのかなという話によくなります。私も非常に残念ではありますが、もうそれしか手はないのかなと。それができなければ低福祉・低負担ということにも下手をすとなりかねないのではないかというふうに非常に危惧をしています。何とか今の福祉レベルを維持するためにも、まことに不本意ではございますが、消費税の引き上げというものは必要であろうというふうに思われますので、本陳情は不採択とすべきであるというふうに申し上げざるを得ません。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この消費税の増税に反対する陳情を上げていただきたいという主張をいたします。

先ほどの、消費税は上がるの嫌だけれども、上げざるを得ない理由。ちなみに、断っておきますが、私が優しく言っているからといって賛成するの、同じ意見を言っているのではありませんので、厳しく言わないと通じないなと思いつつ、でもここになったらちょっとしんどいので言っておりますが、今回、先ほどこの陳情を不採択にせざるを得ないという方の中に、今の社会保障は充実どころか維持するので精いっぱいだと。それは政府も認めていることで、5%のうちの充実に充てるのは1%で、あとの4%は今のを維持させ、安定させるために使うのだと、こういうようなことを国会でも言ったわけですよ。そういう意味でいえば、5%上げても社会保障の充実というけれども、そのうちの1%といたら約2.7兆円だそうですけども、それぐらいにしかならないと、こういうふうに政府の、当時の民主党でしたっけ、岡田克也さんは述べているわけなんです。問題は、なかったらお金をどこから集めるかというところで、先ほどの方は、景山議員はもう消費税しかないって言ったんですけども、そこですよ、委員長、どうして委員会でもっとそれぞれの意見交換なさらなかったのかと思うんですけども、私たちはきちっと取るべきところからもらったらいいんじゃないかって言っているんですよ、そうです。それをもう初めから考え方が決まっていたというのは、もしかしたら皆さん方は、議会始まる前、どこか打ち合わせして消費税反対だなんて、この陳情反対だなんて言っているんですかとお聞きしたくなっちゃうような、委員長が言っていたもんだからお聞きするんですけども、そうではないでしょう。

それで、中で言っているのは、よく町にも出てくるような株式優遇税制というのだけでも年間で1兆円もの減税やっていると意見が出ているんですよ。それは国会でも明らかになりましたよね。住民に負担させる一方で、大金持ちや企業には減税すると、この制度を改めないといけないんじゃないかって言っているんですよ。ぜひ耳を貸してほしかったと思います。上げたくないですか、消費税を。それで、少なくとも大企業に応分の負担をすることと金持ち優遇税制を改めていくなれば、今の危機は乗り越えるのではないかという提案をしているわけですね。

それと、もう一つは、先ほど言っていた消費税が上がったら本当によくなるのかといえば、橋本内閣のときの3%から5%に上がった96年でしたっけ、比べたら確かに消費税は上がったときに7.6兆円から12.7兆円に上がったそうです。ところが、全体の税収は90.3兆円から76.2兆円と14兆円も減ったそうです。なぜかということ、消費税が上がったことによって消費動向が減って全体の税額が下がったという現象が起こっているということなんです。こういうことを今まで経験されていて、本当にこの消費税増税が皆さんが言っているように、委員会で言った社会保障に充てられるとお考えでしょうか。

先ほどの選挙では、自民党が国土強靱化計画と言っていました。安倍内閣が言うにはこの国土強靱化計画のお金の財源に消費税を充てている。それは自民党と公明党と民主党でしたっけ、一緒になって消費税を決めるときに附則の18条でしたっけ、これは社会保障の全体の整備に充てていくと、インフラ整備に充てるということを入れちゃったわけですよ。それが今回の補正予算にもあらわれてきているのではないのでしょうか。そういうことを考えれば、私は景山議員も一緒になって、ぜひ今回の陳情を上げていただきまして、求めるべきところに本来応分の負担をさせていこうではないかということと一緒に上げたら町民は喜ぶと思うんですよ。十分審査していなかった委員会の皆さん、先ほどのこの論議を聞かれまして、ぜひとも御一緒に陳情を採択しようではないかと呼びかけて賛成討論とします。

○議長（青砥日出夫君） 8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） もうこれで終わりだと思います。本当、この問題はいつも悩ましい問題でして、今回5%を2014年から4月から8%、要は3%上がるんだな、5%上がる。その中で今、真壁議員が言われたとおりです。1%が社会保障の充実、4%が社会保障の安定化、今の社会保障制度を守ることになっておるんです。だけど、今回のやつでは子育てが入っているんですよ。今後は社会保障を4経費ということで、年金・医療・介護・子育てにこれを使うと。今まで子育てというのがなかったんですけど、議員の端々に今後の子供さんのことが出ていますが、今後これに使うと。1%の中で社会保障の充実は2.7兆円ですが、ここに子供と子

育ての支援充実で7,000億円、医療・介護の充実で1兆6,000億円、年金制度の改善で6,000億円というように、今後本当に私たちが高齢化になるのに必要な社会保障の安定、また子育てについてこの消費税を使うと、ほかの方に使わないというのが、これはまだ古いですけど、23年6月30日の資料なんです。これがどのように変わるかわかりませんが、これが大もとになっていますので、今後やっぱりどうしても社会保障費が伸びていくと。その中で、この子育てにも今度1%が社会保障の充実に、たった1%ですけども使うと、あとはこの制度を守るために4%を使うと、こういうのが今の今度の消費税の分です。こういうことがきちとなるように私たちも注視して見ないけませんけども、これは今後は必要だということで、この陳情については反対いたします。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第12号、消費税増税の中止を求める陳情書を採決いたします。

委員長報告は、不採択でありました。原案に対して採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立少数です。よって、本案は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決しました。

日程第38 陳情第13号

○議長（青砥日出夫君） 日程第38、陳情第13号、南部町議会の更なる情報公開を求める陳情を議題といたします。

本件については総務経済常任委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、委員長の申し出どおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

4番、板井君。

○総務経済常任委員会委員長（板井 隆君） 総務経済常任委員長です。実は、この継続審議に至ったんですけれど、審議の中の継続審議が2回続いていることになりまして、このたびの流れ

を陳情者の方にも説明をした方がいいんじゃないかという意見がございましたけれど、お許しいただければここで報告させていただきます。

○議長（青砥日出夫君） 簡潔にどうぞ。

○総務経済常任委員会委員長（板井 隆君） よろしいでしょうか。ありがとうございます。そうしますと、このたびの継続審議に至りました結果を御報告させていただければと思います。

この陳情は、具体的にはなんぶS A Nチャンネルの議会放送並びに議会運営委員会、全員協議会、常任委員会などなどの実況放送による情報提供の実施を求める陳情です。今議会中での審査では、なんぶS A Nチャンネルから提出いただきました現状と問題点について検討いたしました。

内容として、この陳情のとおりすべての議会を放送した場合、自主制作番組が1カ月間放送できなくなること、本会議以外の委員会などを現状で放送することとなれば、スタッフを増員し、放送用カメラの購入、配線工事等、予算的にも相当の金額を要する。さらに、スタッフ増員となれば現事務所では対応できないとの提言がありました。

また、前議会の審議審査に至った理由として、近隣町村の議会放送による情報公開の現状調査を行うと計画しておりましたが、今議会中に調査に出かける時間がなく実現いたしておりません。

なんぶS A Nチャンネルから出されました問題点について、他町村の現状も調査する必要もあるとの意見もあり、引き続き協議すべきと全員一致で継続審査に至っております。以上です。

日程第39 陳情第16号

○議長（青砥日出夫君） 日程第39、陳情第16号、島根原発1号機・2号機の再稼働反対と3号機の建設凍結を求める陳情書を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

4番、板井隆君。

○総務経済常任委員会委員長（板井 隆君） 総務経済常任委員長です。陳情第16号、島根原発1号機・2号機の再稼働反対と3号機の建設凍結を求める陳情について、審査の結果を報告いたします。

この陳情につきましては、次、陳情17号を採択するということから、全員一致で趣旨採択と決しております。以上、報告いたします。

○議長（青砥日出夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑なしと認めます。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、陳情第16号、島根原発1号機・2号機の再稼働反対と3号機の建設凍結を求める陳情書を採決いたします。

委員長の報告は趣旨採択でありました。本案を趣旨採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり趣旨採択することに決しました。

日程第40 陳情第17号

○議長（青砥日出夫君） 日程第40、陳情第17号、原子力から再生可能な自然エネルギーへのエネルギー源の転換を求める陳情書を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

4番、板井隆君。

○総務経済常任委員会委員長（板井 隆君） 総務経済常任委員長です。陳情第17号、原子力から再生可能な自然エネルギーへのエネルギー源の転換を求める陳情について、審査の結果を報告いたします。

この陳情につきましては、南部町も地域エネルギービジョンに基づき再生可能エネルギーへの取り組みを施策として推進している現状から、全員一致で採択すべきと決しました。以上、報告を終わります。

○議長（青砥日出夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、陳情第17号、原子力から再生可能な自然エネルギーへのエネルギー源の転換を求める陳情書を採決いたします。

委員長の報告は採択でありました。本案を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり採択することに決しました。

日程第41 陳情第1号

○議長（青砥日出夫君） 日程第41、陳情第1号、年金2.5%削減中止を求める陳情を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

10番、井田章雄君。

○民生教育常任委員会委員長（井田 章雄君） 民生教育常任委員長、井田でございます。陳情第1号、年金2.5%削減中止を求める陳情について、審査の結果を報告いたします。

全員一致で趣旨採択すべきものと決しました。以上であります。失礼しました。

○議長（青砥日出夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、陳情第1号、年金2.5%削減中止を求める陳情を採決いたします。

委員長の報告は趣旨採択でありました。本案を趣旨採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決しました。

日程第42 陳情第2号

○議長（青砥日出夫君） 日程第42、陳情第2号、「母塚山観音」の町有地への建立という不正常な状態の変更を求める陳情を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

4 番、板井隆君。

○総務経済常任委員会委員長（板井 隆君） 総務経済常任委員長です。陳情第 2 号、「母塚山 観音」の町有地への建立という不正常的な状態の変更を求める陳情について、審査の結果を報告いたします。

まず、この陳情の賛成の意見といたしまして、陳情の理由もそのとおりだと思う。撤去する土地をだれかに買ってもらうなど、やり方はいろいろな不正常的な状況を改善すべき方法があると思う。問われているのは相手の気持ちということではなく、観音像ということからすれば宗教の象徴を負わざるを得ないとありました。

逆に、この陳情に対する反対意見といたしまして、善意をいただいてありがたく町は活用し、町の景勝地として皆さんに来ていただき、メリットの部分もある。寄附をいただいた方が営利や布教や具体的な宗教行為の実践を目的とする形でもなく、町有地を提供してもよいと思う。3 番目としまして、寄附していただいた方がどんな気持ちでこの場所を選ばれたかが大切で、町としても寄附を受け入れた。さらに、町の指導として開眼供養は行わないまま現在に至っている、何ら問題はないと思っている等の意見がありました。

当委員会で採決の結果、陳情第 2 号は、賛成少数で不採択と決しました。以上です。

○議長（青砥日出夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

5 番、植田均君。

○議員（5 番 植田 均君） この陳情ですが、母塚山の観音像ですけれども、この陳情されている方、お二人は町内に在住されている仏教のお寺さん、御住職でございますね。この陳情書の第 1 番目に上げられているのが観音像というふうな通称で呼ばれているものならば、宗教的な意義を持つ仏像として、これは憲法上も社会的常識からも許されないのではないかという問題提起だと思います。

2 つ目には、観音像の建立を認めて、その後に像の寄附を受けたということは、結局、開眼供養をしていないということでその場しのぎを言い繕っているに過ぎないと。2 つのことを同時に言いわけをしているということになると。この不正常的な状態を正常化するように求められていることだと思います。

こういう宗教者の方の問題提起を委員会で十分深めて論議されたと思いますので、最初に報告された中身をもうひとつ具体的によろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 4 番、板井隆君。

○総務経済常任委員会委員長（板井 隆君） 板井です。まず、憲法の件ですけれど、これは一

一般質問等でもありました憲法第89条に当たるところです。これは公金その他の公の財産は、宗教上の組織または団体等の使用、便益もしくは維持のため、または公の支配に属さない慈善教育もしくは博愛の事業に対し、これを支出し、またその利用に供してはならないというのがこの憲法でございます。

こちらの方の解説の中で、過去の判例等を見ますと、この条文でいう宗教団体とは要するにこの場合、寄附をされた方のことですね。布教や具体的な宗教行為の実践を本来の目的とする団体に限られるというような判例がございます。これは日本遺族会の方へ献金などをしております、そういった合憲性をめぐる許訟の方で初めて判示されたものでございまして、南部町の場合は寄附をしていただいた方、こういったことには全く該当もしない方であって問題はないのではないかと。逆に言うと、一般質問等で執行部の方から石の石像ですか、というようなことで話をされましたけど、そんなことはなくても観音でいっても全く問題はないのではないかとというふうにも思っております。

次に、建立を認めて開眼供養をしていないということですが、これは町の立場としてどのような対応をしたかということですが、先ほど反対の討論の中でも申し上げました。開眼供養をしていない。そして、建立を認めてってなりますけれど、開眼をしておりませんのでこれは建立ではない、建立であるということでも委員会の中で話が出ております。これをはっきりと開眼供養をしてならばいいですけど、また、そういった方の話の中で反対をされた方は、地元のお寺の集まりがあったときにそういった話が出たけれど、何でこんなことをするんだと、もう撤去してしまえというようなことも聞いたというふうに聞いておりますけれど、その反対としてそういった方の会をして話を聞いたけれど、そんな話は全く出ていない。そして、その提供者の方が、寄附をされた方が開眼というような気持ちでされかけたら町としては断られたと。実際に断りを受けた方丈さんを、私は同級生なんですけど、聞いております。そういった面から、町としても適切な指導をしておられるというふうに思って、この中での討論をいたしております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） ほかに。

植田均君。

○議員（5番 植田 均君） この陳情者が言っておられるのは、憲法上の問題も、私は抵触すると思っておりますけれども、社会常識から言っても問題だと言っておられるんですね。町当局が開眼供養をしなければ石の塊というような、石の構造物だと言ってみたり、それからランドマークと言ってみたり、そういう言われ方をするというのは、本当に宗教者にしてみれば……（「質疑か」と呼ぶ者あり）質疑です、申しわけありません。納得いかないと思います。そのところ

を憲法上はという話は先ほどお答えいただいたんですけども、社会的にどうなんだということも問題提起されております。その点を。

○議長（青砥日出夫君） 委員会の中身を聞いてくださいね。

4番、板井隆君。

○総務経済常任委員会委員長（板井 隆君） 委員長、板井です。社会的にということまではしてないような、ちょっとこれ今記録を見ておりますけれど、ないような気がいたしますけれど、ただ、建っている観音像を町民の方々はどういうふうに思い、どういうふうに感じておられるのかということがまず第一番だということの話がありました。非常に南部町すべてが見える絶景の場所に観音さんができて、一つの南部町のシンボル、そして一つの名所ができたんだと。それで、多分、町民の方は御理解をいただけるんじゃないかということで話はしております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑がないので、質疑を終結し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私は、この陳情2号について、ぜひ採択をしていただきたい、この立場で討論します。

委員会の中でも私、所属しておりますのでいろいろ申し上げましたが、幾らモニュメントであるとか、開眼供養をしてないんだとか言われようとも、これは一般的な社会的な常識、認識からすれば、当然宗教的な意味を持つというぐあいに思われるんじゃないでしょうか。私はそこで、一つは開眼をしてないんだから宗教的な意味は持たないと言われるんですけども、大きく言えばですよ、全部とは言いませんが各地域振興協議会で、不法投棄なんかさせてはいけないというので赤鳥居というものを建てておられますね。あれもちろん神主さんがおはらいしたとは私は考えませんが、私はあれを見たときに、やっぱり社会的な自分の常識としてあれはまたいだり変なことをしたらいけないんだという、そういう認識を持つんですよ。

恐らくこの観音像も、私、米子の方と出会ったら、この間こう言われたんですよ。南部町行ってすごいですねと言われて、何でしょうかと言ったら、あの山に立派な観音様が建っとおうなありますがんと言いなって、確かに格好は観音様の格好ですけど、実は、私、議会で聞きましたら、いや、あれは石の建造物だということだったんですよ。ええ、そうですか、実は、私は行ってあ

そこで手を合わせて帰ったんですよということなんだったんです。それで、新聞にも、一般質問のときにも言ったんですが、全面広告が出ておりますね。国産みのイザナミめぐる母塚山、観音像、ここに観音菩薩建立と、こうなってるんです。建立だと言われるんですけども。明らかにこれを見たら町内はもちろん、町外の方だって宗教的なもんだと感ずるのは当たり前じゃありませんか。それで言われたのは、そうですか、このことを偶然言われましたよ。南部町って福祉の町と言われるんですが、うそつきの町ですね、こう言われましたよ。恥ずべきことじゃありませんか。

それから、私、成人式に参加しました。そのときに、ここに神様の道草ガイド、これが入ってありました。その中に、発行はどこかといいますと、発行、南部町、協力は南部町観光協会、つまりこれは町が責任を持って出した分ですね。その中に、4ページにはこう書いてありますよ。1、2、3と項目が上がってまして3、母塚山から望む大山、赤猪岩神社から車で約15分の位置にある母塚山、ここにはイザナミノミコトの産み地であったという説があります。山頂付近には南部町を見守るように観音像が建てられています。こうありますね、まさに観音像じゃありませんか。

それで、私は問題にすべきは町の土地なんですよ、あそこは。町有地なんです。町有地に先ほどあったように宗教的なそういうものを作ったら、これは抵触するんです。そういうことから、やはり何らかの手だてを打つべきこと、このことをこの陳情者は言うておられるんです。そういうことから、ぜひ町外の方が見られてそういうぐあいにありがたいと思われる、その心を受けとめるのであれば、やはりそれだけの町は手だてをしていく、このことをやるべきではありませんか。

私は、そのことを議会の皆さんと心をつにして、ぜひこれを採択をしたい、このように思うところであります。ですから、皆さんと心をつにしてこの陳情を採択しようではありませんか。そのことを申し上げて、私の討論を終わります。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

秦伊知郎君。

○議員（11番 秦伊知郎君） 陳情に対して、反対の立場で討論してみたいと思います。

この陳情は、2点について構成されています。1点目は、宗教行為に該当すると思われる行為に対して町の財産を供したという不正常的な状態。もう1点は、単なる石の建造物なら観音像並びに宗教を冒瀆するという2点から構成されています。

確かに憲法は信仰の自由を保障していると同時に、国や地方自治体が特定の宗教団体に特典を

与えたり、宗教活動をすることを禁じています。これは憲法第20条、そして憲法27条の1項、27条の3項で規定されています。そして、財政面からも宗教上の組織、団体の使用、便益維持のために公金などを支出してはならないと定めています。これは憲法第89条に当たります。この89条の解釈につきましては先ほど委員長の方から御報告がありましたが、こういうふうを書いてあります。判例によれば、この条文でいう宗教団体とは布教や具体的な宗教行為の実践を本来の目的とする団体に限られる。言いかえれば、特定の宗教に基づいて運営されているだけではこの条文でいう宗教団体には該当せず、献金や助成は合憲であるというぐあいに言われています。これは日本遺族会の献金の合憲性をめぐる訴訟で出た判決であります。

今回、母塚山に建てられました観音像、これは観音像が宗教的な意義を持つ仏像との事柄に対してはもちろん異論はございません。しかしながら、宗教行為に該当する行為、つまり宗教的効果、影響とは宗教に対して援助、助長、促進または圧迫、干渉によるという効果を示すものがあるから、これらの事実がなければならぬというふうに言われています。また、宗教的効果の有無の判断は、そこにおいて行われる祭り、行事等の有無及び内容と密接不可分の関係にあるとされています。観音像は確かに町に寄附されており、町が将来にわたり祭り、各行事を行う可能性はないと考えられます。つまり、限りなく観音様の持つ影響力はないわけでありませぬ。

寄附された方は、古事記1300年にちなんで当地を訪れ、赤猪岩神社、大国主命、母塚山の景観のすばらしさ等に感動され、平和な世界、すばらしい自然がいつまでも守られるべきと思いはせ、像の建立を実行されたものであると考えます。宗教的行為に該当する行為という指摘されていますが、宗教的、政治的な行為はないものと考えます。それは先ほど委員長の方も述べられました。完成式典に宗教的な儀式は何ら行われなかったという事実がそれに該当するというふうに考えています。

憲法学者ではありませんので、陳情者の考え方がすべてにもって反対とは断言できませんが、今回の陳情に対して賛成はできず、反対いたします。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私も委員会の中で参加してきました。この陳情は、私も家が寺で言いにくいのですが、採択すべきだと考えています。

理由は、先ほどおっしゃったように宗教的なものではないというふうにおっしゃるのですが、それに日本遺族会のことを例に挙げていますが、私はちょっと違うというふうに理解しています。それで、大前提に立つ限りは、秦議員が言われたように宗教的なものではないという限りは、観音像としての影響力はないという立場に立たなければ成り立たない理論でもあります。実際、住

民がこのような声を上げてくるというのは建立されてからですか、町長が職員への言葉でも御利益があるとか、新聞に出たりとか、先ほど亀尾議員が述べたように、この観音像を、いわゆる観音信仰の対象として町長含めて扱っているところに住民からの疑問の声が生じてきていると思うんですよ。これもごく素直な気持ちで観音信仰があるがゆえに、観音像を見たら御利益があるのではないかと思うのは、日本人の基盤としては素直な気持ちだと思うのですよね。何も否定するものではないと思うんです。

問題は、ここの陳情者も言っているのですが、いけんからのけろとか言っているのではなくて、委員長も言われたように、仮に善意で寄附をしてくださいとしますよね、善意で寄附をしてくださいに対して町がどのような態度をとったかという町の責任が問われてきているということだと思うのですよ。

振り返ってみて、私はそのときいなくて、もしかしたら議員の皆さんに当たったら申しわけないと思うのですが、町が寄附を受けて町有地に建てたいと思うと。このときにどうして私は町長を含め、職員の皆さんが町有地に建てることはちょっとまずいのではないかという声が起こらなかったのか。そういう意味でいえば、どなたが言われたか知りませんが、あれは石の建造物だというのは公務員の自覚としたら当然出てくる言葉だと私はとらえています。議会の方でも、もしこれを町有地に建てたいと思うかどうかということと言われたときに、仮に相手の善意を尊重するのであれば、多くの方々が何の違和感もなく取り組めるようにするには、町有地でない方がいいということが、どうしてそのようなことが言えなかったのかと正直思っているところなんです。これはそういう意味でいえば、私は委員会の中でも以前に元磯田町長の碑が緑水園に上がったときに私も問題にした経過がありますが、あのときには個人のおうちがあ土地を買われて私有地になさっているという例も出されました。委員会の中では、これをどう解決していくかという点でいえば、あの場所を町有地でない状態にしておくことを考えたらどうかという意見も出たわけです。そういうことを考えれば、私はまず第一義に善意を尊重するのであれば、寄附をしたと言ったときの町の対応にやはり考慮が要ったと、こういう立場に立つべきだというふうに思います。

第2点目には、今、母塚山観音といいます、これは町有観音です。私の地元で、淡路島に大きな観音像が立っており、これが所有者がいなくなって解体するのに2億円が要るといって大きな問題になっています。ここはそれほど大きいことありませんが、この維持管理費をどうしていくのか、町有台帳に母塚山観音と書くことができるのか、そういう問題もあると思うのです。そういうことを考えるならば、ここで陳情者の意見がいい悪いの話ではなくて、町が本来寄贈され

たものどのようにしていくかというところの責任が問われていると思うのです。

3点目、もし寄附を受けて、いい場所だったから建たせてくれと言って観音さんを建てた、あの場所がいいので今度マリア像を建たせてくれと言った、断る理由がなくなります。そういう問題だということです。町が財産として持っているということは公のためにすると同時に、やはりきちっと地方自治法や憲法に基づいてなさっていく、これが町と公務員の仕事だというふうに思うのですよ。議員の皆さんも石の建造物と言われて観音像と言っていいとか言いますが、住民の中から異論が上がってくる中で、それを押しつけるのは間違いだし、まして建立だの建立(けんりつ)だと言葉を使うのは方便というものではないでしょうか。私は、住民の対立を持ち込まないためにも、仮にここが不採択になったとしても町長がいるのでしゃべりますが、町とすればこの対応を考えるべきで、観音像の建っているところを町有地から即違う場所に移す努力をなさるべきだと主張して採択すべきだとの意見です。

○議長(青砥日出夫君) 10番、井田章雄君。

○議員(10番 井田 章雄君) 井田でございます。私は、陳情第2号、反対の立場で討論いたします。

皆さん御承知のとおり、母塚山観音は国立音楽院理事長、新納重臣氏が国産みの女神、イザナミの墓があるとされる母塚山の展望を駐車場から望む田園風景や大山の眺望に魅了され、高さ11メートルの巨大観音像の建立を計画され、町に申し出、昨年10月10日に寄贈されたものであります。これは先ほど秦議員が言われて重複するかもしれませんが、私なりに憲法を勉強してみました。政教分離、また憲法20条の1項及び憲法20条の3項、そして憲法89条に抵触しないというふうに私は思いました。また、特定の宗教をバックアップしていないと認識、理解しています。また、宗教的な観音像はほとんどが観音堂の中におさめられているように聞いております。これは私、確認したところでございまして、皆さんも考えるとそうだなと思われるかもしれません。したがって、今後の観光、地域振興の発展を期待されることありまして、私は総合的に判断してこの陳情に反対するものであります。以上であります。

○議長(青砥日出夫君) 5番、植田均君。

○議員(5番 植田 均君) 私は、この不採択をされる皆さんの意見を聞いておりまして、陳情者の思いを逆なでされるような討論をされるなど思っております。私は、町のその原因をつくっているのは町当局なんですよ。善意の方の寄附を町有地に建てた、そのことが問題となったことを、いろんなことを後から言い繕って、石の建造物と言って、観音様ではないと言って、この宗教者の方は社会常識からいってもその観音様を、宗教を冒瀆すると、私はこの議会でそういう

討論がされること自体間違ってます。そういう話を、原因をつくったのは町当局だというふうに私は言って、この陳情を採択することを皆さんに求めて討論いたします。

○議長（青砥日出夫君） 8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） この問題だけは私、あんまり触れなくなかった、実際は。これに對してすごくアレルギーがあるのは私なんです。この問題が町で起きたのはこれで3件目みたいですね、こういう宗教的なものがあったのは。一つは、私が東西町に引っ越ししてきて3年から4年たったころですね、これは今、総務省と言ってますな、あの当時、自治省ですか、自治省から地域コミュニティのためにと思っておみこしが来たんです。おみこしというのはお祭りに担ぐもんでしょう。それを堂々とあそこの福田神社の祭典にみんなが喜んで担いで上がるのを見て、おい、冗談じゃねえぞと、政教一致も甚だしいと。そういうことで、この町にもあの当時、三沢さんが議員しておりまして、三沢さんを通じて言っていました。細田君がすごく騒いでいる、物すごい文句言っているということで、自治会で大評判になりましたけど、おかしいと。そういうところへ出す、国がそういうものをおまえ、おみこしかもしれんけど、宗教的に使うもんじゃないって言って、運動会とかそういうところで使えって言ったんですけど、最終的には紙札が入ってないっていうことだったみたいですけど、それから僕、何も言いませんでしたが、もう一つが、旧会見の石上議員のちょうど隣に神社があるみたいですね。天国神社っていうの、あれのときに天国神社があって、そこの隣に土俵をつくるということで、あれに土俵をつくる、よう奉納相撲とかあるでしょう、あのときに町費が出ておるんだって、そのときにもこれが問題になったらしくていろいろあったんですが、そのとき会見町の行政、執行部は予算を出してそこに土俵をつくったらしい、それで相撲をとったと。

今回、また観音さんでしょう。何で、何だろうと思っていろいろ聞いて、僕もそれで勉強しました。憲法第89条についていろいろやったら、調べたら、今、秦議員も言われましたように、津市の地鎮祭の訴訟のときに最高裁の判例がやっぱりあったみたいでして、そのときの判断基準が、目的、基準、効果という概念が示されまして、当該概念とは行為の目的が宗教的な意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進または圧迫、干渉になるか否かをもって日本国憲法に定める宗教的活動に触れるかどうか判断するっていうんで、要は今のおみこしもそう、天国神社のあれもそう、この観音さんもそう、特に今回の観音さんは、執行部の判断では観光の目的だということですね、宗教的な目的じゃない。観音さん、間違いないでしょう、あれは。それで功德の話がありましたが、利益が。町長は、利益があるだい、どうと言われましたが、利益を感じるのは本人なんです。他人が功德とか利益、おまえ、功德もらったしこだな、わかるわけない。

本人がそれを拝んで感じるもんなんです。それを権威づけるとか云々、開眼供養をせな何もないとか、それは宗教者が権威をつけるだけなんだ。あの神木でも自分が本当に信じたらそれでいいんですよ。本人の個人の問題です、信仰というのは。それを町が信仰者の対象としてつくったんじゃない。ただ、あれ、新納さんが善意でもらったやつをただ単に町の観光のために使っておって、目的がそうなんです、そういうことかということで自分もそういうことで納得して、そういうことを考えれば我が団地のおみこしも、寄せ集めの団地ですので、一つに固めるために子供会からわっしょい、わっしょいって担いで、本当に楽しそうにやっています。それが目的のおみこし、だんけな、昔の自治省、憲法違反してそんなもん送るわけないと思って、おかしいな、国からそんなこと間違ってたねえかって言っちゃって、私、あそこ元気がよかったですのでやりましたけど、どうもこの津市も昭和52年ごろの判例です。それらが根本にあったやな気がしております。

今回も観音さんは宗教的な目的じゃなしに、南部町の観光目的だというふうな中から目的外ということで通ったんだないかと。会見の天国のも、あの神社も区がつくったんだって、区民が。それでやっただけ、全然宗教のあれはないんだって。宗教の団体の神社本廳に名前が載ったららしいです、自分たちでやったんだと。そんな感じで全然宗教とは別で、今ごろどうも世の中が宗教を格好つけてみんなでコミュニティーみたいなことをやってみたいな風潮がありまして、私にとってはちょっと不本意なところもありますけども、今回の陳情は反対いたします。

○議長（青砥日出夫君） 2番、三鴨義文君。

○議員（2番 三鴨 義文君） 三鴨でございます。私もせっかく勉強しましたけん、ちょっと意見を述べさせていただきます。

委員長以下、ずっと説明されました憲法につきましては私も同感でございまして、本当に宗教団体ではなくて個人さんでございまして、そちらから寄贈いただいて、町がいただいて、町の所有権を持って町のを町の土地に置いて、それが何がおかしいかということが言いたいわけです。ですから、町のを町の土地に置いて、これは陳情にあります不正常な状態だとおっしゃられますけど、私は町がいただいた町のを町の土地に置く、これは全く正常じゃないかなというふうに、憲法89条のとらえ方ではそういうふうに思いました。

それから、亀尾議員さんだったですかね、宗教的なものを公有地に置いたら違反だよ、違憲だよというふうにおっしゃられましたが、私はそういうふうに理解いたしませんで、話、考え方もとは細田議員が言われたように、最高裁判所の基準となっている目的効果基準、これがもとだろうと思っています。公有地に宗教的なものを置いたらすべてだめかという、そうではないと

思っておりまして、現実に公有地に宗教的なものはたくさんあるわけです。道路沿いにお地藏さんが並んでいたり、道路敷だと思えます。河川敷の中に、河川の堤に、これは国有地だと思えますけれども、ほこらがありまして、そういったものは官地、公有地の中にいっぱいあるわけですから、それが歴然とあるわけですから、そういうものが全部おとがめを食らうということはないと思っています。その理由は、最高裁の目的効果基準にのっとって容認された宗教活動をするものではないという判断の中から、そういうものが容認されているというふうに思っていますので、すべてがそういうふうに違憲だ、憲法違反だということにはならないと思っています。

それから、あそこは非常に眺望のいいところでございます、寄附された方もあそこから観音さんが見渡す限りの土地を穏やかで、平和で、そういうふうになってほしいという願いからつくられたと思っております、町もそういうことに同感でございます、それをいただいて町のものとして維持管理していくということは、つくられた方の意を酌んで町がいただいたということで、それは宗教活動を目的とするものでもないわけですので、全く問題ないのではないかと考えています。

何人も述べられましたので細かい理由は申し上げませんが、やっぱり町民さんにそんな不利益を与えるものでもないし、宗教上のものであっても憲法違反でもないということでもありますので、私は現状のままで何ら問題ないというふうに判断して、委員長の意見に賛同いたします。不採択すべきと考えます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第2号、「母塚山観音」の町有地への建立という不正常的な状態の変更を求める陳情を採決いたします。

委員長報告は、不採択でありました。原案に対して採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立少数です。よって、本案は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決しました。

日程第43 陳情第3号

○議長（青砥日出夫君） 日程第43、陳情第3号、安倍内閣にTPP（環太平洋連携協定）への参加断念を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

4 番、板井隆君。

○総務経済常任委員会委員長（板井 隆君） 総務経済常任委員長です。陳情第 3 号、安倍内閣に T P P への参加断念を求める陳情について、審議の結果を報告いたします。

南部町の基幹産業である農業を守る立場から、全員一致で採択すべきと決しました。以上です。

○議長（青砥日出夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 討論がないので、これで討論を終わります。

これより、陳情第 3 号、安倍内閣に T P P（環太平洋連携協定）への参加断念を求める意見書の提出を求める陳情を採決いたします。

委員長の報告は、採択でありました。本案を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり採択することに決しました。

日程第 4 4 発議案第 1 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 4 4、発議案第 1 号、原子力から再生可能エネルギー源の転換を求める意見書を議題といたします。

提案者である総務経済常任委員長、板井隆君から趣旨説明を求めます。

4 番、板井隆君。

○総務経済常任委員会委員長（板井 隆君） 総務経済常任委員長です。お手元に配付しております発議案第 1 号を見ていただければと思います。読み上げます。

発議案第 1 号

原子力から再生可能エネルギー源の転換を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 1 4 条第 3 項の規定により提出する。

平成 2 5 年 3 月 2 2 日 提出

提出者 南部町議会総務経済常任委員長 板 井 隆

南部町議会議長 青 砥 日出夫 様

はぐっていただきますと、意見書（案）が出ております。

副委員長さんの方から朗読をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 2 枚目。

2 番、三鴨義文君。

○総務経済常任委員会副委員長（三鴨 義文君） 朗読させていただきます。

原子力から再生可能エネルギー源の転換を求める意見書（案）

一昨年 3 月に発生した東日本大震災の中で発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故は、原子力発電史上初めて大地震が原因で炉心溶融が発生し、多量の放射性物質が外部に放出される未曾有の惨事となった。この事故に伴う避難者数は、事故発生から 2 年を経てなお 15 万人を超えており、多くの市民が先の見えない避難生活を余儀なくされている状況である。このことは、地震国といわれる我が国における原子力発電の危険性を改めて感じるところとなった。

本町においても近くに島根原子力発電所の脅威があり、福島悲劇は決して遠い場所の出来事ではない。この際、安心・安全な社会と国土を形成する上で、安全でクリーン、持続可能なエネルギー源への転換が必要と考える。

ついては、下記事項を実現されるよう要望する。

記

1. 原子力発電を基幹電源とする「エネルギー基本計画」を見直し、原子力から再生可能エネルギーへと段階的にエネルギー源の転換を推進すること。
2. 再生可能エネルギーの利活用を促進するための法律、制度の充実を図ること。
3. 島根原子力発電所 1 号機・2 号機の再稼働を行わないとともに 3 号機の建設を凍結することを方針として決定すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。

平成 25 年 3 月 22 日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長

以上です。

○議長（青砥日出夫君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） この意見書の案の中で、本文の4行目、事故発生から1年9カ月を経てとなっておりますけれども、丸2年を経過していますので、そこは訂正する必要があると思います。あと、避難者数はこれで、15万人でよかったですでしょうか。（発言する者あり）これは大丈夫、よかったですか。丸2年を経過していますので、これ修正する必要があると思います。

○議長（青砥日出夫君） 4番、板井隆君。

○総務経済常任委員会委員長（板井 隆君） 先ほど植田議員の方から御指摘をいただきました案のところで、4行目ですが、事故発生から2年を経てということで経過年数を訂正させていただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 質疑がないので、質疑を終結し、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、発議案第1号、原子力から再生可能エネルギー源の転換を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第45 発議案第2号

○議長（青砥日出夫君） 日程第45、発議案第2号、TPP（環太平洋連携協定）への参加断念を求める意見書を議題といたします。

提案者である総務経済常任委員長、板井隆君から趣旨説明を求めます。

4番、板井隆君。

○総務経済常任委員会委員長（板井 隆君） 総務経済常任委員長です。発議案第2号、お手元の資料をごらんください。

発議案第 2 号

TPP（環太平洋連携協定）への参加断念を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出する。

平成 25 年 3 月 22 日 提出

提出者 南部町議会総務経済常任委員長 板 井 隆

南部町議会議長 青 砥 日出夫 様

はぐっていただきまして、意見書（案）があります。続けて三鴨副委員長に朗読をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 2 番、三鴨義文君。

○総務経済常任委員会副委員長（三鴨 義文君） 2 番、三鴨でございます。朗読させていただきます。

TPP（環太平洋連携協定）への参加断念を求める意見書（案）

安倍晋三首相は 15 日夕、首相官邸で記者会見し、米国やオーストラリアなど 11 カ国が参加している環太平洋連携協定（TPP）について「交渉に参加する決断をした」と正式に表明した。

TPP 参加は、日本の経済主権を投げ捨て、食と農をはじめ日本の産業と国民生活のあらゆる分野に深刻な打撃となる国論を二分している大問題である。TPP 交渉参加について安倍首相は「聖域なき関税撤廃が、前提でないことが明らかになった」としている。しかし、発表された「日米共同声明」では「全ての物品が交渉の対象とされる」とし、すでに交渉参加国で合意されている「TPP の輪郭（アウトライン）」において示された「包括的で高い水準の協定になることを確認する」としている。

この「アウトライン」は、「関税並びに物品・サービスの貿易及び投資に対するその他の障壁を撤廃する」すなわち関税と非関税障壁の撤廃が原則であることを明記したものである。「アウトライン」の確認をすらしながら「聖域なき関税撤廃が前提でないことが明確になった」等というのは国民を欺くものにほかならない。「日米の共同声明」では、「一方的にすべての関税を撤廃することをあらかじめ約束することを求められるものではない」と書かれている。しかし、これは、交渉の場で例外を主張することは認めるという程度のものにすぎず、交渉の結果がどうなるかについて、何らの保障を与えるものではない。

総選挙での国民との公約も投げ捨て、農業や医療、食の安全をはじめ、広範な分野で地域経済

と国民生活に深刻な打撃となるTPP交渉への参加は絶対に認められるものではない。

以上、TPP交渉参加の中止を求め、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成25年3月22日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣

以上です。

○議長（青砥日出夫君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結し、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、発議案第2号、TPP（環太平洋連携協定）への参加断念を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第46 発議案第3号

○議長（青砥日出夫君） 日程第46、発議案第3号、議会改革調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

提案者である杉谷早苗君から趣旨説明を求めます。

7番、杉谷早苗君。

○議会運営委員会副委員長（杉谷 早苗君） 議会運営副委員長の杉谷です。

発議案第 3 号

議会改革調査特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出する。

平成 25 年 3 月 22 日 提出

提出者	南部町議会議員	杉 谷 早 苗
賛成者	同	秦 伊知郎
	同	板 井 隆
	同	井 田 章 雄

南部町議会議長 青 砥 日出夫 様

次に、別紙がついておりますので、ごらんください。以上です。

○議長（青砥日出夫君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結し、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論を終結します。

これより、発議案第 3 号、議会改革調査特別委員会の設置についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置された議会改革調査特別委員会の委員の選任につきまして、委員会条例第 7 条第 2 項の規定により、議長において指名をいたします。委員は、全議員 14 名を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。

よって、全議員の 14 名を議会改革調査特別委員に選任することに決定いたしました。

それでは、ただいま選任されました特別委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩をいたしま

す。

午後 4 時 4 4 分休憩

午後 4 時 4 4 分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。ただいま議会改革調査特別委員会から互選の結果について報告がありました。これを発表いたします。

議会改革調査特別委員長、景山浩君、同副委員長、板井隆君。

以上で結果報告を終わります。

日程第 4 7 議長発議第 4 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 4 7、議長発議第 4 号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営副委員長、杉谷早苗君から、閉会中も本会議の日程等、議会運営に関する事項について十分審査を行う必要があると、会議規則第 7 5 条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。副委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営副委員長、杉谷早苗君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

日程第 4 8 議長発議第 5 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 4 8、議長発議第 5 号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りします。広報調査特別委員長、景山浩君から、閉会中も議会広報などの編集について十分審査を行う必要があると、会議規則第 7 5 条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、広報調査特別委員長、景山浩君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

日程第 4 9 議長発議第 6 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 4 9、議長発議第 6 号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りします。議会改革調査特別委員長、景山浩君から、閉会中も議会改革などについて十分審査を行う必要があると、会議規則第 7 5 条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 異議なしと認めます。よって、議会改革調査特別委員長、景山浩君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

○議長（青砥日出夫君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

よって、第 2 回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。これをもちまして平成 2 5 年度第 2 回南部町議会定例会を閉会をいたします。

午後 4 時 4 7 分閉会

議長あいさつ

○議長（青砥日出夫君） 3 月定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

3 月 5 日に開会以来、本日まで 1 8 日間にわたり、平成 2 5 年度一般会計予算を初め、補正予算、条例等、当面する町政の諸案件を議員各位の終始極めて真剣な御審議により、ここにすべて案件を議了しました。

極めて妥当な結論を得ましたことに対し、議員各位の御精励に対し、深く敬意を表しますとともに、衷心より厚くお礼を申し上げる次第であります。

町長を初め、執行部におかれましては、審議の間、常に真摯な態度をもって御協力をいただきましたことに対しまして感謝を申し上げるとともに、今期定例会を通じて議員各位から述べられた一般質問、あるいは質疑などの意見、要望につきましては、町政執行に際し、十分に反映されますよう要望する次第であります。

東日本大震災でお亡くなりになられた多くの方が深刻な事態となっております。福島原子力発

電所の事態などがありますが、同じ日本人として被災地の一日も早い復興をお祈りいたします。

また、この震災を決して対岸の火事とはせず、いま一度、一人一人の災害に備えた準備を怠らないよう、お願いを申し上げる次第でございます。

さて、厳しい寒さの冬から少しずつ春めき、南部町の名所、法勝寺公園の桜や緑水湖畔の桜が見ごろになってきます。南部町の春がすぐそこまで来ています。

皆様におかれましては健康に留意され、ますます御活躍を祈念いたしまして閉会のごあいさつといたします。

町長あいさつ

○町長（坂本 昭文君） 平成25年3月定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

本定例会は、3月5日より本日まで18日間にわたり開催されまして、平成25年度一般会計当初予算を初め、全38議案について御審議をいただきまいりました。長丁場でお疲れだったと思いますけれども、慎重御審議をいただいた結果、全議案ともに御賛同いただき御承認を賜り、まことにありがとうございました。

3月7日、8日の両日、9名の方より一般質問をいただきました。質問事項は、教育問題、空き家対策、ゆうらくの施設譲渡、再生可能エネルギー問題など、町政における重要課題についてであり、まことに時宜を得たものであったと思っております。それぞれに答弁をいたしましたけれども、不足する部分や必ずしも議論がかみ合わなかった部分もあったと思います。私ももっと勉強しなければならないと受けとめている部分もございます。折に触れて御指導を賜りますようによりしくお願い申し上げます。

さて、本会期中の3月15日、安倍総理はTPP協議への参加を表明されました。全国町村会、全国議長会など、数多くの団体が反対の意思表明をして折に触れて政府へ要請してまいりましたので、まことに残念に思った次第です。我が国の参加表明に対して先行している参加国より歓迎の声と不安視する声が聞かれております。アメリカ主導で進められる協議に我が国の参加で、幾らかブレーキがかかるのではないかという期待から歓迎の声が上がりましたし、一方、不安の声としては我が国の加入によって例外品目などの扱いで協議がまとまらない、おくれるのではないかという不安も聞かれたわけであります。政府が加入を判断されたことでありますので、今後は交渉の情報開示と具体的な施策について対応していかなければならないと思います。

特に我が南部町におきましては、農業中心に混合診療の導入などにより心配されております国

民皆保険制度の崩壊などのおそれがありまして、極めて大きな影響が予想されるわけでありまして。今議会において参加の断念を全会一致で決議された当南部町議会ともよく相談をいたしまして対応に万全を期してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

本年は春が早く来て、既に桜が本議会開会中に開花し始めました。これから、桜まつりから春の農作業へと忙しくなりますけれども、議員各位におかれましては御健勝で御活躍をいただきまして、町政の発展に御尽瘁を賜りますようお願い申し上げます、お礼のごあいさつといたします。ありがとうございます。
